

地域と農業

会 報

第 85 号

Apr. 2012

Spring

特集

人と農地に関する施策について



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。

私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

●岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
●旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
●旭川支店／稚内市声間4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
●稚内営業所
●網走支店／網走市字呼人382番地 ☎0152(48)2111
●網走支店
●北見営業所／北見市南仲町1丁目7番24号 ☎0157(26)3151

「豊かな大地を包みつつける」



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 佐藤 裕

本 社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階
TEL(011)222-3401 FAX(011)222-5394

工 場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
TEL(0164)32-2490 FAX(0164)32-3120

地域と農業

Vol. 85

表紙写真：
JA カレッジ卒業式

撮影：米田 秀雄



目次

2

みる
観 察

「6次産業化」と北海道農業

北海道地域農業研究所 副理事長・所長

黒河 功

7

特 集

人と農地に関する施策について

北海道農政事務所 経営・事業支援課 課長

小林 康弘

16

Essay

北海道らしい朝食を！

有限会社フードアトラス 代表取締役

川端 美枝

20

レポート

東日本大震災による北海道の水産業被害と復旧対策について

北海道 水産林務部総務課 主幹

佐藤 伸治

31

会員紹介

財団法人 北海道農業協同組合学校

北海道地域農業研究所 特別研究員

米田 秀雄

38

シリーズ

担い手教育の取り組み 第1回

北海道の農業高校における「六次産業化」への取り組み

北海道岩見沢農業高等学校 校長

北澤 住人

44

連載No.65

あのマチこのムラ地域おこし活躍中
新篠津村の事例

北海道地域農業研究所 特別研究員

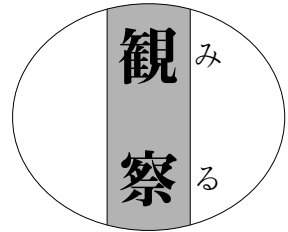
西野 義隆

48

モニター会議概要

58

掲示板・お知らせ・DATA FILE



「六次産業化」と北海道農業

一般社団法人 北海道地域農業研究所

副理事長
所 長

黒 河 功

■ 政府による農林漁業の再生計画 ■

政府は、「食料・農業・農村基本計画」（平成二三年三月改定）に基づいて、戸別所得補償制度、食の安全安心、農山漁村の六次産業化などを柱とする取組方針を示し、平成二三年一〇月に食と農林漁業の再生推進本部によって「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」をまとめている。

このような取組方針は、わが国の農村地帯における現状における疲弊度が著しく厳しいものであり、食と農林漁業の再生を図るには一刻も早い具体的な取組を実際に進めることが喫緊の課題との認識をにじませながら、四次補正、二四年度当初予算も早く決定したいとの思惑もみえる。そのような「再生のための基本方針

・行動計画」においては、今後五年間（平成二三～二八年度）の工程表も表されており、「目指すべき姿」実現への切り口として一〇七の戦略として示されている。

■ 再生計画における七つの戦略 ■

戦略一においては、持続可能な農業の実現のためには「平地で二〇～三〇ha規模の土地利用型農業の実現」、「新規就農を増やすなど将来にわたる農業を支える人材を確保」、戦略二において、農業の競争力・体質強化を図るとして「農業の六次産業化、流通効率化による市場規模の拡大」、そのための「農林漁業者に対する技術・経営支援体制の整備」があげられている。

戦略三は、エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進して「地域における再生可能エネルギーの生産・供給を促進する取組」、戦略四は、森林・林業の再生のために「木材自給率五〇％の達成に向けた森林・林業基本計画の推進」、戦略五は、水産業再生のために「収益性の高い漁業経営の実現」、「資源管理型水産業の構築」などである。

戦略六は震災に関連するもので「震災に強い農林水産インフラ構築」と「食料・飼料の安定供給体制の確立」、戦略七は原子力対策の取組内容となっており「検査態勢の強化や除染に向けた取組の推進」、「情報提供・技術指導の徹底」があげられている。

直接農業に関連するものは戦略一と二であるが、戦略六および七のように、東日本大震災を契機とする項目は、北海道にとっても認識を改めて真剣に取り組まねばならぬ課題といえる。

以上のような内容の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」については、既に大方の評価が示されてきており、とくに目指すべき姿などは「美辞麗句に過ぎる」、「矛盾に満ちている」、「明らかにTPP参加が意識されている」などの批判もある。これまで政府がWTOなど国際社会で唱えてきた「多様な農業の共存」と、「高いレベルの経済連携」と両立しうる持続可能な農林漁業を実現するという再生計画が描く姿をいかに実現させるのかと、疑問を抱かざるをえないからである。

しかしながらそのような疑問を抱かせながらも、現実には、「六次産業化」による事業化に取り組もうとする動きは進んでいる。本稿は、「基本方針・行動計画」の中で農業再生の目玉とされる「六次産業化」について焦点を当てて、改めて農業の産業化の取り組みのあり方について若干の整理を試みたい。

「六次産業化」の経緯

一次産業を基幹産業として位置付けている北海道にとって、再生計画の目玉となっている「農林漁村の六次産業化」は、政府が提唱するまでもなく、従前よりの重要課題である。今回の政府による「六次産業化」構想も、前政権での『農商工連携推進』政策（農水・経産省）を引き継いだものであり、さらにさかのぼってみれば、「食料産業クラスター」（農水省・二〇〇五年）、産業クラスター（経産省・二〇〇二年）、地場産業総合振興対策（一・五次産業）（通産省・一九八〇年）などにまでその起源をたどることができ、とくに新しい発想のものではない。

具体的な「六次産業化」の狙いは、農業法人などが農業や畜産における生産だけでなく、加工・流通・販売まで取り組んで「経営の多角化」を図り、農業経営の所得向上のみならず、地域における雇用創出などの効果ももたらすなど、地域の活性化につながる

ることを意図しているが、既往の政策の目的もいずれもおおむね同じ意図であったといえる。

以上のような農家の多角化について過去の経験でみると、問題は農業生産と切り離されたところの加工・流通・販売となつてしまふこと、あるいは肝心の農業生産部門がないがしろになつてしまふことである。

その反省も踏まえて、「六次産業化」で措定されている事業主体は「農業主導型産業化」と前提されており、六次産業の由来を「一次十二次十三次」という単なる寄せ集めではなく、「一次×二次×三次」という有機的・総合的結合であると、改めて明確化されている。農業、農村がゼロになつては六次産業が成らないからであり、「農業・農村」に由来する産業化を実現することが求められているのである。

また、かつて農林漁業に商工業的手法で何らかの付加価値を加えることについて「一・五次産業化」と称されて推奨された経過もあるが、今回の六次産業化は加工・流通にも農業者が主体的・総合的に関わっていくこと、あるいは農業経営ないし農家経営としてその過程を複合的に取り込んでいることが強調されている。

■ 多様な「六次産業化」の概念 ■

さて、北海道においては、規模拡大を図りながら農業生産を行ってきた専門的農業経営がほとんどであるが、生産過程以外の産業化を個別的に試みるには限界があるので、加工・流通などの機能は概ね農協が行っているのが、ごく一般的な構図であつた。

しかしながら、今回の「六次産業化」構想における事業主体については、高い経営戦略を有する経営者、地域を動かせるJA、農業生産法人、三セク、さらに助成企業（グループ）、NPOなどによる「六次産業化事業者」が事業主体となっており、単に個別の農業経営が自家の農産物の加工、流通、販売部門をもつというイメージといささか趣が異なるようである。

「六次産業化の展開方向と課題」（研究成果報告会資料・農林水産政策研究所六次産業化チーム・小林茂典、二〇一一）によれば、農水省による「農山漁村の六次産業化」は、「雇用と所得を確保し、若者や子供も集落到定住できる社会を構築するため、農林漁業者と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進」として、産業競争力を強化して所得増大と雇用確保を図って地域活性化を促進することと、地域社会の維持再生や地域住民の生活向上を図って地域活性化を促進することが、同時に含まれている。

このことから六次産業化をタイプ分けすると、事業の方向に関する視点として、①産業・ビジネス志向のものと、②地域・コミュニティ志向のものに分けられ、このことは地域との関わり合いにおける性格の違いともいえるが、二分されるのではなく比重の置き方の相対的な相違として把握できるとされる。

①は農業生産部門単体ではなく、加工産業や直売・レストラン・各種体験事業など三次産業と一体化・融合したものがイメージされている。②の場合には、例えば農村女性の生活改善グループを母体としてNPO法人による地域マネジメント組織の事業展開であり、直売所、道の駅、加工、レストランなどの収益事業を有し、そこから得られた利益の一部を生活支援や環境保全などの非収益部門に充当するなどがイメージされている。

同様に六次産業化のタイプ分けとして、事業内容に関する視点からは、①流通チャネル活用タイプと②交流タイプ、③その双方を行う複合タイプがあげられている。さらに六次産業化において中心となる農産物カテゴリー（野菜、果実、畜産物、米、麦類、大豆など）によってもタイプが分けることができるとしている。

このように見えてくると、同じく「農林漁村の六次産業化」といっても、それを実行する主体の性格、事業の方向性、事業内容、中心となる農産物カテゴリーによって種々多様なタイプがみられるのである。

いずれにせよ、いかなる名称であっても、農業生産に付加価値を加えるという試みは、北海道においてもこれまでにいくどもなされてきたといっても過言ではない。そこでいま必要なのは、それらの試みがどうして期待したほどの成果がえられなかったかについての徹底した検証作業であろう。それらを踏まえて、いずれにしても、北海道が持つ条件の中で、私たちがこれらの主旨をどのように具体化していくかが今後の課題である。

■ 北海道農業の再生・発展のための要件 ■

前述のように、わが国の農業・農村が高齢化の一途をたどり、後継者の不足もあって農家戸数が年々減少し、耕作放棄地の増加も懸念される厳しい状況にあるという、農業・農村構造の屋台骨というべき「担い手と農地」の確保が困難になっていることは、北海道といえども同様の傾向を示している。現状は、近年になって戸別所得補償制度など各種措置が講じられる中で、最小限の農業者数によって分散する農地を寄せ集めたにすぎない規模拡大によって、辛うじて専門的農業が営まれているに過ぎないといえる。

このことから、生産から加工、流通・販売までの多様な過程を個別的に行うよりは、農家間の同志的組織化の下で取り組む方が、何かと便利でありかつより効率的であることは間違いないところ

ろであろう。

また北海道は一般的に市場からは遠隔地となるので、日常的な「交流型」産業化は限定的となりやすい。したがって農協などを媒介とした流通チャネル活用型のみが中心となりがちであるが、今後「交流タイプ」も積極的に視野に入れ、流通チャネル活用型と交流型との複合タイプを心掛ける必要があろう。

「交流型」を目指すには、リピーターの確保が不可欠であり、また消費者との「共創関係」^{注)}なども構築する必要がある。北海道の観光産業は、景観および食材・食べ物などは一流だが、もてなし・気配り・ホスピタリティなどはよくないといわれている。また、いまのところ北海道へのリピーターは好きな季節がそれぞれ固定しているように思われる。四季折々の魅力をアピールできるように努力を重ねて周年的な事業化に結び付ける必要がある。

以上のように、北海道農業の再生のためには、農産物を送り出すだけではなく人の交流を活発にして、その中で農業の積極的な展開・存在感を示す方法を目指していくことは、重要な方向であるといえる。同時に、今後とも北海道農業がわが国に必要な食の調達に多大な貢献をなし、かつ担い手が自立的な農業経営として持続していくためには、常なる技術革新はもちろん、流通条件などを整備していく必要がある、また、農村社会機能の充実化など、担い手を確保し再生していくための厚生的機能なども備えられな

ければ、将来ともに持続的な農業・農村社会システムの維持は保証されないといえる。何にもまして、分厚い担い手層の確保が前提条件であるからである。

注) 共創 (Co-creation) : 商品やサービスの開発過程において顧客を巻き込むことによって、より良い商品を作りだそうとする試み。そこでは新しい商品開発の企画段階から、顧客の意見を反映させ顧客を商品企画に直接関与させてしまう。化粧品、食品など、嗜好性の高い商品開発において有効な方法である。重要なことは、開発企画するものが新商品やサービスの基本コンセプト(あるいは基本的なデザイン)を明確に提示することである。

人と農地に関する施策について

北海道農政事務所 農政推進部

経営・事業支援課 課長 小林 康 弘

1 「人・農地プラン」ってご存じですか

「人・農地プラン」、既にご承知の方も多数いらっしゃると思いますが、もしかすると、「地域農業マスタープラン」という言葉の方がしっくりくる方も多いかもしれません。本稿では「人・農地プラン」とは「地域農業マスタープラン」であることとしてお話させていただきます。

平成二十三年一〇月二五日、食と農林漁業の再生推進本部において「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定されました。この中で農林漁業再生のための七つの戦略が記述されていますが、その戦略1として「競争

力・体質強化と持続可能な力強い農業の実現」と題して新規就農の増大、土地利用型農業の規模拡大・農地集積の推進についての戦略が打ち出されています。

持続可能な力強い農業を実現するためには、日本全国の「集落・地域」が抱える人と農地の問題を解決する必要があります。このため、農林水産省では、戦略の具体的な取組として、これら問題の解決のために地域農業の未来の設計図となる「人・農地プラン」を各地域で作成していただき、これに記載される「地域の中心となる経営体」等に対して各種施策のメリット措置を講ずることとしています。

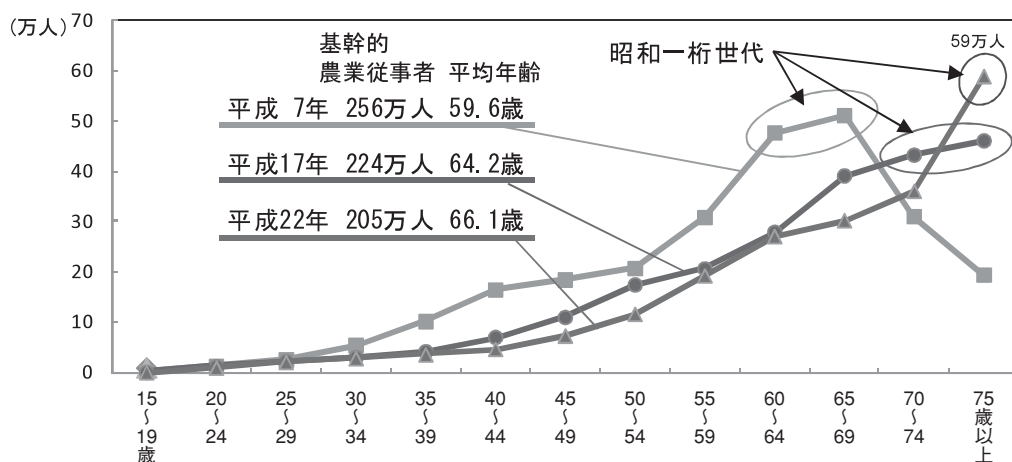


図1 基幹的農業従事者の年齢構成

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

2 集落・地域が抱える人と農地の問題とは

では、「集落・地域が抱える人と農地の問題」とは具体的にどのようなものでしょうか。戦略一の中では「新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する」と記載されています。

基幹的農業従事者の年齢構成について、図1のとおりまとめてみました。基幹的農業従事者の平成二二年における平均年齢は六六・一歳と高齢化していることが一目で見て取れますが、これと併せ、昭和・一桁世代の基幹的従事者が二〇五万人のうち五九万人（四分の一強）となっています。

基幹的農業従事者の高齢化及び昭和・一桁世代の農業者の離農が急速に進むことが想定されるなかでは、新規就農者の確保、取りわけ「青年の新規就農者」を十分確保するとともに、定着してもらええる対策が必要です。

併せて、基幹的農業従事者が減少する中では、農地を効率的かつ効果的に活用していく必要がありますが、今後の農地利用に関する意向について農業者にアンケート調査を実施したところ、図2のとおり結果が出ました。

後継者がいる農業者は引き続き農地を保全し営農を継続していただくことができますが、後継者がいない又は未定と答えた方の実に八割以上が「他人に農地を利用させる意向のな

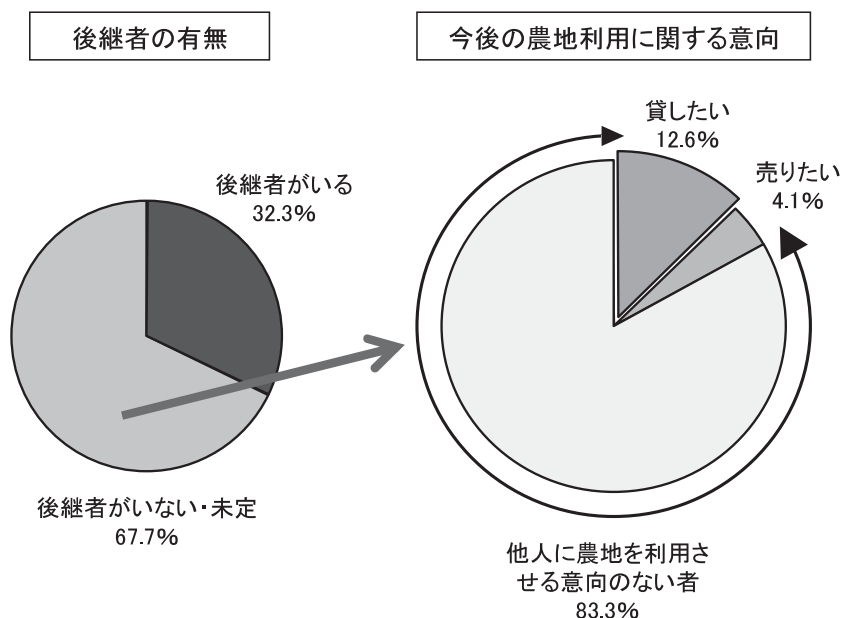


図2 今後の農地利用に関する意向

資料：今後の農地利用に関する緊急アンケート調査結果（平成23年2月）※調査対象は、世帯主が65～70歳の小規模販売農家（全国1,479戸）

注：「他人に農地を利用させる意向のない者」は、「子や子孫の判断に任せる」、「今は特に考えていない」、「作業委託したい」、「後継ぎに農業従事して欲しい」の計である。

い者」であることがうかがえます。

安定した農業経営を行うためには、将来の日本農業を支える人材である後継者らが経営する面積を拡大することと併せて、いかにその面積を分散させずに集積できるかが重要です。

このため、「他人に農地を利用させる意向のない者」に該当する方々が所有する農地について、効率的に地域の中心となる農業者に貸し出しが行えることと同時に、その農地を効果的に集積することができると対策が必要です。

3 「人・農地プラン」をはじめとした

人と農地に関する施策の全体像

青年の新規就農と定着率アップ及び農地の出し手への対応と集積を効果的に行うためには、地域農業者における徹底的な話し合いとそれに基づく合意が必要です。

従来からこのような話し合いや合意が行われていた地域もありますが、この過程や結果をきちんと整理し、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めたプランが「人・農地プラン」であり、このプランをはじめとして、平成二四年度については図3のような施策体系のもと人と農地に関する各事業を実施することとしています。

各事業の予算規模、主要要件等は表1～表6のとおりです。

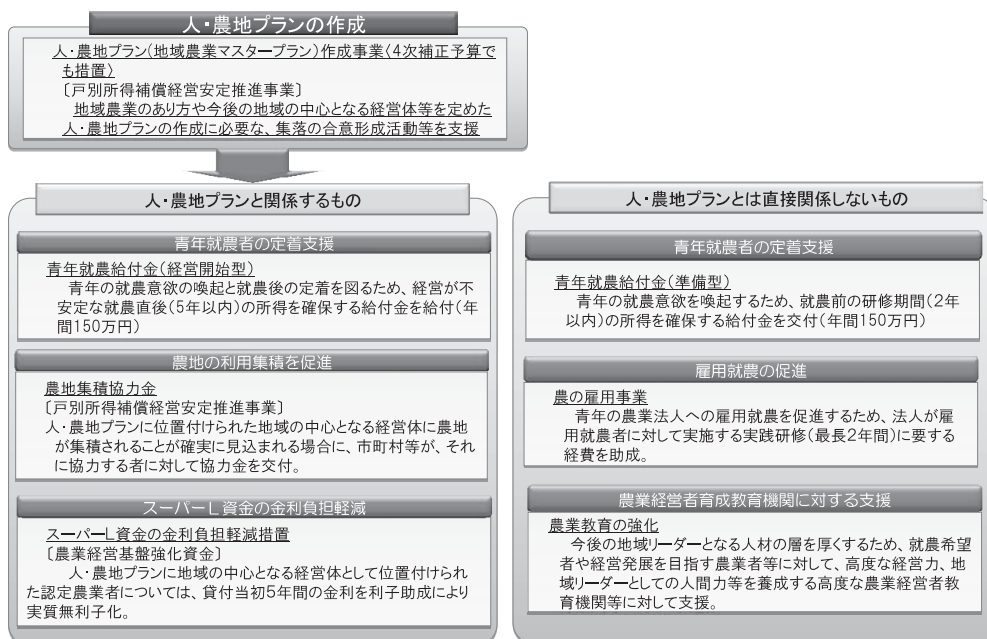


図3 人・農地に関する施策の体系

※注 表1～6の要件等については、平成二四年二月現在のものであり、最終的には変更となり得ます。

(1) 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成事業

市町村等が集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、六次産業化)等を記載した「人・農地プラン」を作成するための取組に対して支援します。

(2) 農地集積協助力金

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイヤ等を契機として、農地利用集積円滑化団体等を通じて、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協助力金を交付します。

なお、農地集積協助力金については、その内容に応じて「経営転換協助力金」と「分散錯圖解消協助力金」の二つがあります(重複受給は不可)。

表1

事業名	予算規模	主 要 件	補助率	事業実施主体
人・農地プラン作成事業	703百万円	人・農地プランの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とする	定額	市町村等
農地集積協力金	6,500百万円	※表2、3による	定額	市町村等
新規就農者確保事業	12,980百万円	※表4、5、6による	定額	都道府県、市町村、民間団体

表2

経 営 転 換 協 力 金		
区 分	主 要 件 等	注 意 事 項
交付対象地域	人・農地プランを作成した市町村	
交付対象者	地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者 ①土地利用型農業から経営転換する農業者 ②リタイアする農業者 ③農地の相続人	・遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられません ・農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります (①、②は本人、③は亡くなった方)
交付要件「交付対象者」	①農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に全ての自作地を白紙委任する。 ②今後10年間の土地利用型作物の販売を行わない(土地利用型農業から経営転換する農業者)、今後10年間の農作物の販売を行わない(リタイアする農業者・農地の相続人)旨の誓約 ③主要な農業用機械を廃棄処分か地域の中心となる経営体へ無償譲渡	・委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること ・所有する農業用機械のうち、トラクター、田植機、コンバインについて各1台ずつ計3台を原則廃棄すること
交付要件「集落等」	白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地の集積を行うことについて、集落において地域の中心となる経営体を含めた合意がされていること	
交付単価	1. 国は道を経由し市町村へ以下の単価に基づき配分 0.5ha以下: 30万円/戸、0.5ha超2.0ha以下: 50万円/戸、2.0ha超: 70万円/戸 2. 市町村は配分金額の範囲内で単価を決定し交付	・左記1と2の差額については、市町村が農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める事業に用いることが出来る(市町村特認)

表3

分 散 錯 圃 解 消 協 力 金		
区 分	主 要 件 等	注 意 事 項
交付対象地域	人・農地プランを作成した市町村	
交付対象者	地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者等。具体的には、 ①地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者 ②地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者	①、②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります
交付要件	①地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地について、白紙委任すること ②白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること	・委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること ・遊休農地は、分散錯圃解消協力金の対象農地となりません
交付単価	1. 国は道を経由し市町村へ5千円/10aの単価で配分 2. 市町村は配分額の範囲内で単価を決定して交付	・左記1と2の差額については、国へ返還することとなります

表4

青年就農給付金（準備型）		
区 分	主 な 要 件 等	注 意 事 項
交付単価	150万円／年	
給付要件	①就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること ②独立・自営就農または雇用就農を目指すこと ③研修計画において北海道が認める研修機関・先進農家等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する計画であること ④常勤の雇用契約を締結していないこと ⑤生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと	・既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合は給付対象となり得ます
給付金の返還規定	①研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を習得することが出来ないと判断した場合 ②研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合 ③給付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合	
その他	①研修計画については、北海道に提出することとなり、当該計画が基準に適合しているか確認を受ける必要があります。 ②準備型の給付を受けた就農希望者については「準備型受給者の届出義務」があります。 ※給付金の返還の可能性がなくなるまで半期ごと及び変更の都度、北海道へ①住所所、②就農状況等報告を届け出る必要があります。	

表5

青年就農給付金（経営開始型）		
区 分	主 な 要 件 等	注 意 事 項
交付単価	150万円／年	
給付要件	①独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること ②独立自営就農であること（注意事項参照） ③経営開始計画について、独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること ④市町村が作成する人・農地プランに位置付けられていること（もしくは位置付けられることが確実であること） ⑤生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと	○自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとします ・自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの賃借が主）を有している ・主要な機械・施設を自ら所有・賃借している ・本人名義で生産物を出荷・取引している ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している ○親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を承継する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合には、その時点から対象とします
給付対象の特例	①夫婦共に就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は1.5人分を給付する ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する ③平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年目までとする	
給付の停止規定	①給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合。 ②経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合	
その他	新規就農者が作成した経営開始計画については、市町村に提出することとなり、給付金の給付は市町村から行われます	

表6

農 の 雇 用 事 業		
区 分	主 な 要 件 等	注 意 事 項
交付単価	最大120万円／年	農業法人等に対し実践的な研修に必要な経費の一部として
農業法人等の要件	①就農に必要な実践研修を行う農業法人、農業者、農地保有有理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業サービス事業体であること ②正職員（期間の定めのない雇用契約、労働時間週35時間以上）として雇用すること ③雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること ④雇用就農者との間に原則として過去に雇用関係が無いこと（短時間労働者・季節労働者を正職員として雇用する場合を除く） ⑤労働保険（労災保険、雇用保険）に加入すること ⑥過去に雇用及び研修に関して法令に違反するトラブルが無いこと ⑦国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金（例：特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金）等を受給していないこと ⑧雇用就農者が青年就農給付金（準備型）で研修を受けた経営体と同じ経営体ではないこと ⑨過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1／3以上が農業法人等の原因により離職していないこと	

このように、農地の出し手に対する支援については、「農地集積協力金」を新たに措置したところですが、受け手に対する支援については、平成二三年度に引き続き、農業者戸別所得補償制度の「規模拡大加算」で対応していくこととしています。

なお、平成二四年の規模拡大加算では、面的集積要件の一部見直しによる拡充を行っています。具体的には、「人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、面的集積要件を満たすこととする。」というものであり、人・農地プラン作成のメリット措置の一つです。

(3) 新規就農者確保事業

我が国における基幹的農業従事者については、高齢化が進展（平成二二年の平均年齢は六六・一歳）しています。このうち、持続可能な力強い農業を実現するためには、二万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、四〇歳未満の若い就農者は一万三千人（平成二二年）にとどまり、そのうち定着するのは一万人程度です。

このため、青年新規就農者を毎年二万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指すことを目的に新規就農者確保事業を実施します。

なお、本事業のうち特に農業者からの関心が高い「青年就農給付金（準備型）」「青年就農給付金（経営開始型）」及び「農の雇用事業」についての、表に示しました。

① 青年就農給付金（準備型）

青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間（二年以上）の所得を確保する給付金を交付します。

② 青年就農給付金（経営開始型）

青年の就農意欲と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（五年以内）の所得を確保する給付金を交付します。

③ 農の雇用事業

青年の農業法人等への雇用就農を促進するため、法人が雇用就農者に対して実践する実践研修（最長二年間）に要する経費を助成します。

(4) スーパーL資金の金利負担軽減措置

平成二四年度において、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる当該資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初五年間の金利負担を軽減する措置（貸付当初五年間実質無利子化）を行います。

詳しくは、株式会社日本政策金融公庫にお問い合わせください。

4 人・農地プラン作成の進め方及びメリット

(1) 地域の農業事情に応じて

人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最も相応しい方法で決めてください。具体的には、①その地域に中心となる農業経営や集落営農があれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くのかを話し合うと良いと考えられますし、②そうした経営体がなければ、今後、集落営農をどう作っていくか、新規就農者や地域外の農業者をどう入れるかなどを話し合うことも考えられます。

(2) 作成の一般的な手順

人・農地プランの作成のための集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村・関係機関の事前準備によるところが大きいです。このため、話し合いの前に農家の意向の確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行うことがスムーズな話し合いに繋がりますので、関係者のご協力をお願いしたいと考えています。

(3) 市町村・関係機関が行うことの例

地域の農業者に対し、①地域農業の将来の見通し、②地域

農業の今後の方向性、③自らの経営や農地を今後どうするか、等をアンケート等で確認することや、集落・地域のリーダー役と話し合いの段取りについて打合せを行う等が考えられます。

(4) 話し合いの具体例

①なるべく多くの方（経営者、奥さん、息子さん、地域農業再生協議会のメンバー等）に参加し、発言してもらう、②アンケート結果を基に、誰が地域農業の中心となるか等を話し合ってもらう、等で進めてください。

その際の検討のポイントとしては、①中心となる経営体があれば、その経営体を中心に地域農業の発展形を構築、②いなければどうするのかを検討、③次世代の担い手として、青年就農者を積極的に位置付け、④担い手不足の地域では、集落営農の組織化等も選択肢となり得る、等と考えられます。

(5) 検討会の開催

話し合いが済んだ段階で、市町村は人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討してください。

なお、この検討会のメンバーについては、女性農業者等の意見も十分反映されるよう概ね三割は女性としていただくこ

とが必要です。

(6) 人・農地プランの決定

検討会において適当と判断された人・農地プランの原案について、市町村は正式なプランとして決定してください。

(7) 人・農地プラン作成のメリット

人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられると①青年就農給付金（経営開始型）の給付を受けることが可能となる、②農地集積協力金においてその経営体に対する農地の出し手が協力金を受け取ることが可能となる。③スーパール資金の当初五年間の無利子化措置を受けることが可能となる。等のメリットがあります。

このため、出来る限り早期にプランを作成していただくことが特に重要です。

(8) 最初からパーフェクトなプランでなくとも可

人・農地プランは随時見直しを行うことも可能です。新たな新規就農者や集落営農・法人の立ち上げにより中心となる経営体ができるとき、引退を決意された方が農地集積協力金をもらおうとするとき等は見直しを行ってください。

5 終わりに

認定農業者制度に基づく認定農業者が大宗を締める北海道では、認定農業者を基本に地域の中心となる経営体が位置付けられることが見込まれ、この状況は「競争力・体質強化」「持続可能な力強い農業の実現」で目指す農業構造改革等が都府県と比較して進んでいることの現れでもあります。

しかしながら、道内においても、基幹的農業従事者の高齢化や後継者問題が全くないわけではありません。また、面積拡大が進む一方で、逆に分散錯圖が課題となっている経営体も少なくありません。

このため、北海道農政事務所においても、各関係機関との連携や協力の下に、農業者戸別所得補償制度を始めとする各種事業を円滑に実施することに尽力し、「競争力・体質強化」「持続可能な力強い農業の実現」を進めていきたいと考えています。

このような考えから、農業者等からのご相談に素早く対応できるよう、道内の各地域センター等において「人・農地相談窓口」（詳しくは北海道農政事務所のホームページをご覧ください）を開設しておりますので、現場に一番近い農林水産省の出先機関として、今後ともよろしく願います。

北海道らしい朝食を！

有限会社 フードアトラス
(イタリア料理 イルピーノ)

代表取締役 川 端 美 枝

かわばた みえ さん

- ・1967年 札幌市生まれ
- ・1990年 北海学園大学卒業
- ・(有)フードアトラス 代表取締役
- ・イタリア料理、ワインなどの専門家としてイタリア料理店「イルピーノ」などを経営。多くの国々を訪れ自らの舌で食を探訪。
- ・北海道フードマスター、フードコーディネーター。
- ・(社)北海道観光振興機構アドバイザー、札幌市6次産業化補助金審査委員など数多くの公職を歴任。
- ・北海道の食材にこだわった北海道の食と観光の橋渡しを努めています。



数年前、北海道の人気のホテル数軒に泊る機会があった。

そのホテルの共通点は朝食が美味しかったこと。

後日、泊めていただいたホテルの支配人に「沢山感動した点はあったが、中でも朝食が素晴らしかった。」とお伝えしたところ「ホテルができる最後のサービスである朝食をよりよい物にすることでありピータにつながる」と教えていただいた。そう言われてみると、若いころから海外旅行が好きで様々な国に行った。その時に食べた朝食には不思議と色々な記憶が残っていることに気がついた。

ハワイの焼きたてのふわふわのパンケーキ。

イタリアのアグリツーリズモ（農家民泊）で食べた美味しい手作りジャムとその土地ならではのハム。

ホームステイ先の美味しいエスプレッソと手作りパン。

上海のトッピングが沢山あったお粥。

ベルギーで食べたチョコレート入りクロワッサン。

イギリスで食べた絶妙な厚さのトースト。

カナダのチーズ入りパン。

ドイツのホテルのスパークリングワイン付の豪華なバイキングなど挙げたらきりがない。

ホテルの朝食だけではないが、行った国の思い出の一つとして朝食が鮮明に記憶に残り、次回その国を訪れる機会があったら、同じ物を食べたいと思っている。

◆「朝食で日本一に」

二〇一一年、函館のホテルが「朝食の美味しいホテル」日本一に選ばれた。

このホテルの朝食の名物と言えば「勝手丼」である。「勝手丼」とはバイキング会場の一角に並べられたイカ刺し・いくら・えび等をご飯を盛ったどんぶりに好きなだけのせる海鮮丼のこと。

お米も北海道産にこだわっている「勝手丼」は朝食を利用する人のほとんどの人が食べる人気メニューだ。

この他にも三平汁や北海道産の小麦で作ったパンに地元産の牛乳そして北海道ならではの乳酸菌飲料「カッゲン」などのこだわりの朝食を好きなだけ食べることができる。このこだわりが宿泊客の高い評価につながったようである。

このことがきっかけになったのか、私自身が意識をするようになったせいなのか、近年、北海道の色々な宿泊施設で北海道ならで



はこのこだわりの朝食が食べられるようになったような気がする。

例えば、登別の「望楼NOGUCHI」の食事は地元食材にこだわった朝食を静かな個室で食べることができる。

地元の卵で作ったオムレツや白老牛のハンバーグそしてたっぷりの野菜サラダなど。泊った人だけに与えられる至福の時間である。

この他にも「洞爺ウインザーホテル」ではシャンパン付の朝食がある。雪景色を見ながら朝からのんびりシャンパンを飲み、北海道の食材にこだわった朝食をいただく。

選び抜かれた食材で作られたシンプルな料理と最高の景色。北海道だからこそできることだと改めて思う。

北海道には朝食にあう食材が沢山ある。
米・麦・大豆そして美味しい乳製品。

北海道に来たら「オール北海道の朝食を！」をスローガンに食と観光が連携し、地元食材を使った朝食にますます力を入

れ、北海道への観光客のリピート率をアップすることができないだろうかと思う。

◆「ニューヨークの朝食」

二年ほど前、北海道の小麦と乳製品を使ったパンケーキ(甘くないホットケーキ)を作りたいと思い、美味しいパンケーキを求めニューヨークに行った。

インターネットでパンケーキを調べていると、いつもニューヨークのあるお店にたどり着く。これは「行かなくてはいけない!」と思い、数日後ニューヨークに旅立った。

ニューヨークに着いた翌日、早起きをしお目当てのお店に行ってみた。オープン時間の少し前に到着。いつも行列ができているとガイドブック等書いてあったが並んでいる人は誰もいなかった。それから間もなくお店がオープン。窓際に座り、お目当てのパンケーキを注文。そして店内を見回すといつの間にか満席、



外は長蛇の列になっていた。
観光客が多いのかと思いきや、地元の人たちが普通に朝食を食べに来ていた。
パンケーキ
以外の朝食メ

ニューも充実している。

そしてこのレストランはなんと一日中朝食メニューを提供している。

パンケーキだけを目当てにニューヨークに行ったのだが、パンケーキの美味しさより朝食メニューがメインでレストランが成り立つことに驚かされた。

このことがきっかけとなり、いつか札幌で「北海道産の食材にこだわった一日中朝食を食べられるお店を作りたい。」と思うようになった。イタリヤ料理店を始めて今年で一〇年目。一〇年前は一日

三食三六五日イタリア料理を食べていても良かったが、最近は年齢のせいかわいご飯とお味噌汁が恋しくなった。このことも要因の一つかもしれない。

朝食メニューがメインのレストランを作った際は、今まで出会った多くの北海道の生産者の素材を十分に生かせるメニューを作ろうと思う。

例えば、炊きたてのご飯と美味しいお味噌汁そして焼きたての魚とお漬物。

美味しいパンと卵料理そして新鮮な野菜のサラダetc、シンプルだからこそ毎日食べても食べ飽きない。旬の素材の美味しさを生かした、バランスのとれた朝食を一日中提供する。こんなお店をいつかできたらと夢は膨らむ……。が、当面は今のイタリアンのお店を頑張らなくてはと思う。

これから北海道の野菜が美味しい季節がやってくる。

当店にも週に数回契約農家さんから野菜の詰め合わせが届く。箱の中には野菜

と一緒に毎回短い手紙が添えられている。

手紙を見ながら美味しい野菜を味見するのが私の楽しみみである。

朝食レストランはまだまだ先になりそうだが、生産者の思いを伝えられるイタリアレストランとしてしばらく頑張ろうと思う。



イタリア料理 **イルピーノ**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目

荒巻時計台前ビルB1

Tel・fax 011-280-7557

<http://www.ilpino-il.ocm>

東日本大震災による北海道の 水産業被害と復旧対策について

北海道 水産林務部総務課水産企画グループ

(現在 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構水産研究本部 総務部長)

主 幹 佐 藤 伸 治

一．はじめに

東日本大震災の発生から一年が経過しましたが、この震災で本道の太平洋沿岸の全市町では二〜四メートル規模の津波が押し寄せ、漁港、魚の選別や計量作業などを行う荷捌き所などの共同利用施設、漁船やホタテガイ、カキなどの養殖施設に甚大な被害が発生しました。

私は、道庁で「水産被害復旧関連事項に関する企画調整」を担当し、復旧対策全般に携わってきており、今回の震災発生から復旧までの取組、残されている課題などについて、報告します。

また、この会報は、主に道内の農業関係者の方々が読まれると伺いました。

農業も水産業も共に自然相手の産業であり、被害の規模は別にして、自然災害への備えや対応は毎年のことだと思いますが、向き合う相手が大地、海と環境が異なっており、この寄稿を通じ、類似しているところや、まったく異なっているところなどを感じていただき、今後の災害対応などのお役に立てれば幸いです。

資料1 道内の水産被害の状況

(被害額：百万円)

振興局	市町村	施 設 の 区 分										合 計	
		漁港・海岸・漁場		共同利用施設		漁 船		養殖施設		そ の 他			
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	組合	被害額	件数	被害額	件数	被害額
渡 島	9	21	366	15	43	26	72	(8)	12,800	19	122	81	13,403
胆 振	9	27	547	92	160	35	16	(2)	1,394	36	140	190	2,258
日 高	6	30	2,082	90	420	394	479	—	—	46	232	560	3,212
十 勝	4	20	43	32	196	172	137	—	—	6	16	230	392
釧 路	5	44	897	54	729	106	146	(4)	2,382	67	265	271	4,419
根 室	3	8	57	32	91	34	6	(2)	66	13	15	87	234
道内計	36	150	3,992	315	1,639	767	856	(16)	16,641	187	790	1,419	23,918
道内漁船の道外での被害（新造した場合で試算）						26	7,870			北海道被害合計		1,445	31,788

二．北海道の被害状況

道では、北海道水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、市町村が集計した報告を全道被害として取りまとめ、被害件数、被害額（資料1）はまだ確定しておりませんが、被害状況は次のとおりです。

△漁港、海岸施設▽

漁港では、照明施設の故障や破損、岸壁、道路などの損壊や陥没、港内への車両の転落、津波により港内に運ばれた土砂が溜まり、航路などを塞いでしまう埋塞が見られ、また、漁港海岸では突堤ブロックの沈下や護岸の損壊などが発生しました。

△漁 場▽

釧路管内厚岸湖のアサリ漁場（写真1）は、天然の地形を利用し、漁業者が漁場に砂を入れたり、密集した稚貝の密度を均一にするなど畑のように管理する養殖業が営まれていますが、漁場面積の三分の二にあたるおよそ百ヘクタールが津波により砂が押し流される大きな被害が発生した（写真2）

厚岸アサリ漁場（16号島）被害

写真1

津波被害前（2010年4月15日）



写真2

津波被害後（2011年3月23日）



ほか、沿岸漁場整備開発施設として人工的に造成したアサリ漁場では、砂の流失を防ぐため漁場の周囲を囲うサンド・チューブの破損などが見られました。

△水産関連施設▽

漁業協同組合が所有する荷捌き所や冷蔵・冷凍施設、加工場や種苗生産施設などの共同利用施設のほか、船揚場や巻き上げ機械の浸水による破損などが見られました。

△漁 船▽

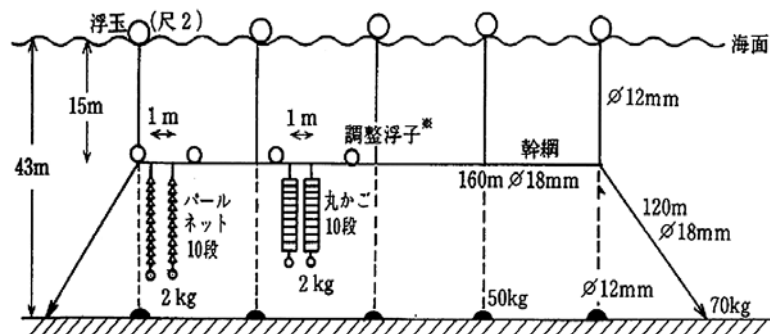
道内では、船揚場上架中のものが流失や横転などにより

損傷を受けましたが、被害の八割以上が船外機船を含めた五トン未満の小型漁船であり、また、滅失などの大きな被害が一割程度と少ない状況であったのに対し、サンマ棒受け網漁船など百トンを超える本道の大形漁船が宮城県や岩手県の造船所でメンテナンス中に被災し、大きな被害となりました。

△養殖施設及び養殖物▽

本道でのホタテガイやコンブ、カキ養殖は、大半が延縄（はえなわ）方式（資料2）で行われており、両端を海底のアンカーやコンクリートブロックなどから立ち上げた幹縄（みきなわ）に、養殖物を籠に収容してぶら下げたり、ホタテガイのように貝の端に穴をあけ、テグスを

資料2 養殖施設模式図



※調整浮子の間隔は時期により（ホタテガイの成長に応じて）異なる。

出典：「最新版 つくる漁業」（P335より引用）
発行：財団法人農林統計協会

通して、均等にロープに繋いで垂下し（耳吊り方式）写真3）、養殖物の成長に合わせ、籠を入れ替えたり、浮玉の数を調整するなどの管理をしています。

養殖施設被害

写真3



ホタテガイ

ホタテガイ耳吊り
通常時

写真4



施設が絡まった状態

出典：北海道の漁業図鑑

北海道水産業改良普及職員協議会

津波により何百何千と海に設置されている養殖施設を固定

するブロックのズレや幹縄が切断し、ロープ、浮玉、籠などが絡まったうえに（写真4）、さらに隣接の施設に絡まる被害が発生し、ワカメ、ウニ、クロソイも加えると、延べ六魚種、一六漁業協同組合で被害が発生する最大の被害となり、併せて、育成中の種苗も含めた養殖物が施設から脱落したり、死んでしまったりするなどの養殖物の被害も発生しました。

また、被害報告には含まれませんが、養殖施設の撤去・処理作業は、漁船で可能なものは少なく、クレーン付き台船で施設を引き揚げ、漁港に持ち帰って、絡んだロープから籠や浮玉を取り出さざるを得なくなり、多額な処理費用と時間を要したところです。

△その他▽

漁業協同組合の事務所、事務用機器や倉庫に保管中のコンブなどが在庫品が冠水したほか、漁業者が所有する漁具やコンブ干し場の砂利の流失などが発生しました。

△まとめ▽

今回の道内水産被害額は三一七億九千万円となり、平成五年に発生した北海道南西沖地震の被害額二六九億一千万円を

大きく上回るこれまでに経験のない大災害となりました。

被害の特徴としては、津波による被害がほとんどであったこと、単調な海岸線が多い本道において、内湾である噴火湾や大型の海跡湖である厚岸湖といった恵まれた地形を利用し、地域の基幹漁業として発展してきたホタテガイ、カキやアサリの養殖業が壊滅的な被害を受けたこと、サンマ漁業など昔から東北地方と関わりの深い本道の大型漁船が東北地方で被災したことです。

加えて、地域により違いはありますが、ホタテガイやカキは種苗から育成し、出荷までに二〜三年を要することから、養殖被害は本年以降も生産へ影響が及ぶこと、百トンを超える大型漁船の建造は、一〇カ月以上を要し、かつ建造可能な造船所の数も限られており、養殖と同様に影響の長期化が懸念され、厚岸湖のアサリ養殖漁場を含めた養殖業と大型漁船の対策が被害の大きさと同様、大きな課題となりました。

三．発生時の対応と緊急対策

道では、報道からの映像や各地から届く被害状況の一報から、今回の水産被害はこれまでに類を見ない甚大なものになると判断し、被害対応を円滑に進めるため、翌日の三月一二

日には、漁業系統団体と道水産林務部との合同による「東日本大震災北海道水産被害合同対策本部」を設置し、被害状況の把握と復旧対策に取り組んでいくこととし、その後、被害などに関する情報交換や本道の被害実態に沿った復旧支援対策の検討、さらには、合同要請活動などを行いました。

次に、高橋知事が、一三日から一四日、一六日に、北海道議会と対策本部が合同で一五日から一六日に、被害があつた渡島、胆振、日高、十勝、釧路、根室の全ての振興局に赴き、被害の状況を確認するとともに、市町村や漁業関係者から復旧に対する要望などを伺いました。

この現地調査では、早期に漁業を再開したいとの強い要望が各地域から寄せられ、道では、今後の復旧対策について、生産の拠点となる漁港の早期の利用など「漁業生産機能の回復を図る応急的な措置」を最優先で進めることとし、その後、被災地域の復旧状況や国を始め全国の動向を踏まえながら、「本格的な復旧対策」に取り組むことにしました。

緊急対策では、始めに国との事前協議により漁港や共同利用施設の応急工事に着手しました。

また、噴火湾のホタテガイ養殖は、震災発生時の三月が出荷のピークであり、その後、四月頃からは、その年に発生する天然の種苗を確保する「採苗作業」が迫っていること、ま

た、カキ養殖についても、ゴールデンウィーク前後から宮城県から種苗を搬入する行程となっており、その年の種苗が確保できないと、後年時の生産に影響を及ぼすことから、先ずは被災施設を漁場から撤去しなければならず、対応可能な事業を検討したところ、環境省所管の「災害廃棄物処理事業」を本道では初めて活用できることとなり、市町村が事業主体となつて撤去処理を進めました。

なお、この事業は、四月には、地方負担に係る特別交付税の措置割合が嵩上げされたことに加え、五月には、一定の基準を満たす市町村において、負担額と自治体の財政状況に応じて補助率も嵩上げされ、被災地の瓦礫処理などに活用されています。

一方、道では、漁港航路の確保や照明灯の修繕、被災漁業者の経営支援のため、漁業施設取得や修繕などを対象とした道単独の融資制度の創設に必要な予算などを、震災発生から一九日目の三月三〇日開催の第一回北海道議会臨時会で措置しました。

四・本格的な復旧対策

国は、三月一三日に「激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律」、通称「激甚法」に基づき、この震災を「激甚災害」として、併せて実施事業を定める「適用措置」を指定した政令を制定しましたが、通常では、被害状況などを勘案後に指定・制定される場合が多いのに対し、今回は震災翌日に閣議決定、その翌日に政令制定という異例な早さでした。

激甚災害の適用措置は、「公共土木施設災害復旧事業費負担法」など既存の国の災害復旧事業の補助率が嵩上げされるものと、「養殖施設の災害復旧事業に関する補助」など指定毎に、その都度要綱・要領が制定されるものに分けられますが、実際に事業が導入できるかどうかは、それぞれの措置毎に被害割合など市町村や都道府県の要件を満たさなければならないことから、これらの要件と地域からの被害報告や要望を踏まえながら、復旧対策の検討を進めました。

特に被害が深刻なもののうち、大型漁船の復旧は、既存の支援制度は融資制度しかなく漁業者の負担が大きいこと、激甚措置の「共同利用の小型漁船の建造に対する補助」は、漁業協同組合が建造した船を共同利用船として組合員に貸与する制度ですが、五トン未満の新造のみが対象であり、新たな支援制度を国に提案しました。

また、「個人養殖施設を対象とする激甚措置」は、国の補

助率が十分の九と高率ですが、補助率に施設の「残存率（耐用年数から経過年数を引いたものを耐用年数で割る）」を掛けたものが、実質的な国の支援額となります。養殖施設は、ブロックや幹縄、ロープ、浮玉、籠など様々な材料で構成されており、補助対象の拡大や、施設が絡み合う状態で残存率を施設毎に算定することは難しいことから、「残存率」が不明な場合は、「再取得価格（新たに取得する際の価格）の四分の三」とすることなど既存制度の柔軟な対応を、さらに、道を含め地方が厳しい財政状況にあることから、地方負担について起債や特別交付税措置の適用など地財措置の充実を国に求めました。

国の第一次補正予算が五月二日に成立し、水産予算は平成二三年度当初予算を上回る二千一五三億円が計上され、漁港や海岸、造成漁場、漁業協同組合の共同利用施設、個人養殖施設の復旧対策などの激甚措置に加え、新たに、トン数に関わらず被災漁業者が共同利用する漁船の建造や中古漁船の取得に対する支援事業や、漁業協同組合が所有する共同利用施設の機器等の取得に対する支援事業が盛り込まれたほか、事業の遡及措置やほとんどの事業が起債対象となりました。

なお、国の第一次及び第二次補正予算で起債対象となった地方負担額については、第三次補正予算時に特別交付税で措

置することとなりました。

第一次補正の新たな支援事業は、漁船は激甚措置を上回る内容となったほか、機器等の取得については、激甚措置の共同利用施設の復旧対策は基本施設が対象であり、例えば、荷捌き施設の建物は激甚措置で対応できませんが、これまで対応できなかった秤やフォークリフトなどの復旧も道筋がつきました。

道では、この国の補正予算を活用して、漁船や共同利用施設などの復旧対策を進めることとし、五月一九日開催の第二回北海道議会臨時会で、一部については、六月一四日から開催された第二回北海道議会定例会で必要な予算を措置しました。

しかし、養殖施設については、甚大な被害で個人での復旧が難しい地域からは、漁業協同組合が施設を取得し、組合員に貸与する共同利用施設としての復旧を望む要望があり、また、厚岸湖のアサリ養殖漁場の復旧対策である漁場に砂を投入する事業が対象となっていないことなどから、第二次補正予算に向け、復旧に必要な支援制度の創設について国に要請した一方で、厚岸湖のアサリは、七～八月頃が産卵期間であり、この時期を逃すと今年の稚貝が確保できなくなることから、緊急的に道単独事業により、砂の投入事業を開始しまし

た。

このほか、道単独事業は、フォークリフトの修繕など国の復旧事業の対象とならない被害にも活用しました。

国の第二次補正予算が七月二五日に成立し、第一次補正予算で創設された機器等の取得に対する支援事業の内容が拡充され、共同利用による養殖施設や厚岸湖のアサリ養殖漁場の復旧が可能となったことから、道では、九月一日から開催された第三回北海道議会定例会及び十一月二五日から開催された第四回北海道議会定例会で、これらを含めた復旧に必要な予算を措置しました。

現在までの復旧状況は、漁港や共同利用施設は、五月下旬から六月にかけて、個人養殖施設は十二月に、国の災害査定が実施され、漁港については、六二漁港中五十七漁港が復旧済又は復旧中であり、残り五港は平成二四年度事業で復旧を進めることとしており、また、共同利用施設は、自力復旧を含め概ね全施設で復旧を終えています。

漁船については、七六七隻中、修理・復旧済が七六四隻、大型漁船の建造を含め復旧中が八隻、廃船が二一隻であり、養殖施設については、最大の被害となった八雲町を除き復旧が終了しています。

第一回臨時会から第四回定例会までに措置した水産関連予

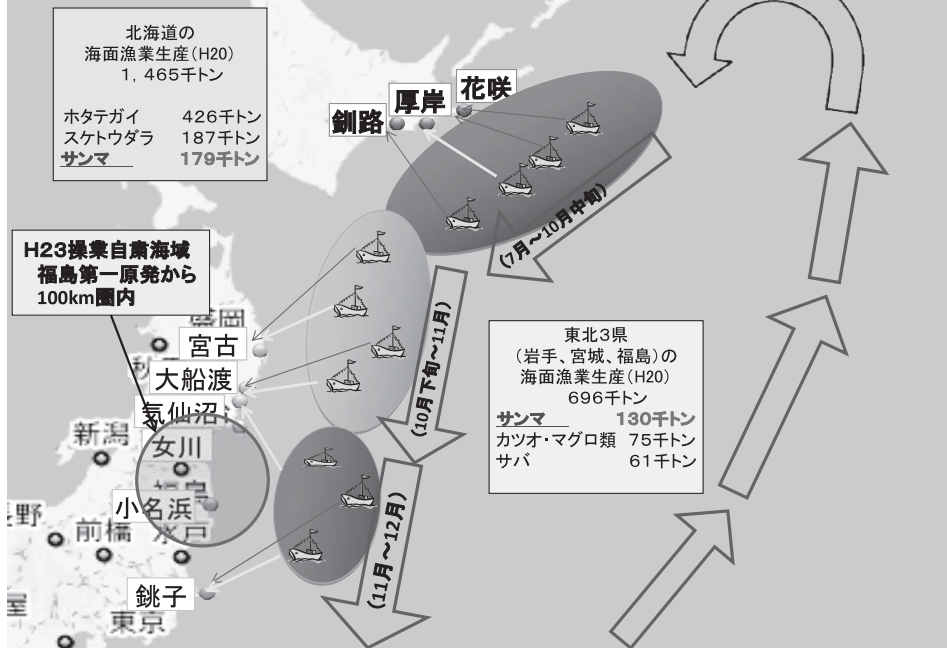
算は一四二億円であり、国の補正予算の成立とともに、切れ目なくスピード感を持って必要な予算を措置することができたと考えています。

五．残された課題について

一つ目は、「原発事故による道産水産物の安全・安心の確保対策」であり、震災名となった東日本の北海道から千葉県までの太平洋は、北から南に流れる親潮（千島海流）と南から北に流れる黒潮（日本海流）が交差し、サケ・マス、サンマ（資料3）、イカやサバなどの魚が回遊する、資源の豊富な世界三大漁場の一つですが、福島県原発事故現場や隣接海域での水産物で、基準値を超える放射性物質が検出されたことから、道では、道産水産物の安全性を確認し、風評被害の防止や消費者の不安を解消するため、四月から八月までは室蘭、えりも及び釧路の沖の三定点で、また、九月以降は、これら三地域の漁港に定点を移し、海水を採水し、放射性物質のモニタリング調査を道単独で隔週で行っています。

加えて、漁業団体の協力を得ながら、北海道沖で漁獲される水産物のモニタリング調査を行っており、四月から操業が始まった太平洋小型さけます漁業の漁獲対象であるシロサケ

資料3 サンマの来遊経路と時期、基地港



また、調査結果は、北海道のホームページにより五カ国語で公表しており、これまで海水は不検出、水産物は不検出又は国の暫定基準値を大幅に下回っています。

これらの安全・安心の確保に向けた取組は、原発事故の影響の長期化が避けられないなか、当面続けていかなければならないものと考えており、平成二四年度も必要な予算を措置しています。

もう一つは、「漁業生産体制の回復」であり、養殖業は、

次年度以降に出荷する予定で育成中の種苗も被災を受けたことから、生産が元の水準に戻るまでには数年間かかることが予想され、特にカキについては、道内では種苗のほぼ全てを宮城県に依存しており、昨年は宮城県の漁業関係者のご厚意・ご尽力もあり、震災を免れた種苗を何とか必要数確保することができましたが、壊滅的な被害を受けた宮城県の漁業が復旧するまでの間、種苗の手当が課題となることから、引き続き、道内の関係漁協などで構成する「北海道ほたて漁業振興協会」や「北海道かき生産漁協連絡協議会」と連携し、対応していくこととしています。

また、サンマ（資料3）のほか、春のシロサケ、夏のスルメイカなどの回遊性魚種は、北海道と東北の漁船が回遊する魚群を追って一緒に操業しており、根室市の花咲港を始め道東地域の港は、南下してくる魚群に一番近い水揚げ港として、道内船とともに、東北地方の漁船による水揚げや、氷や燃料、資材などの供給が行われ、地域経済にとって大きなものとなっています。

昨年のサンマ漁は、当初、被災により着業できない漁船が多いことや東北地方の港の復旧が進んでいないなど、供給体制が不安視されたことから、資材の迅速な供給など道内の受入体制を強化するなどして準備したところ、比較的資源に恵

まれ、かつ魚群の南下が遅れ、北海道沖での操業が長く続いたこともあり、例年並みの漁獲量を確保できました。今後も資源の状況や回遊の状態などその年の状況を判断し、円滑な供給体制の構築に向け、漁業団体や流通団体と協議しながら、対応していきたいと考えています。

六・震災対応で感じたこと

以上、この一年の対応を振り返ってきましたが、道内の水産被害がこのように早期に復旧できたのは、対策本部や道議会、市町村、漁協などが一体となりオール北海道で、水産庁を始めとする関係省庁や道内選出国会議員などに要請したことで、また、国では、本道の要請に沿った柔軟な対策を講じていただき、激甚法の措置を上回る支援制度の創設を始め、特に、道を含め地方負担に対する地財措置の充実により、被災者である漁業者の負担軽減を図るため、積極的に国の事業を活用できたことが大きいと考えており、本道の状況を理解のうえ、対応していただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

一方、漁業団体からは、今後に向けては、法律による措置の充実を求めているべきとの意見もあり、これは、激甚災害指定は、これまで、農業、林業がそれぞれ単独で指定できる

基準があるのに対し、水産業には単独基準がなく、どんなに水産被害が大きくても指定は他産業などの状況次第であり、波浪災害や農閑期の災害の度に、水産関係者は大変気をもんでいました。平成一九年二月に、念願の水産単独の基準が制定されましたが、新たな適用措置はできず、復旧対策は従来のままであることが背景にあると考えます。

今回は、柔軟な対策により早期復旧が図られましたが、最近、道内では、本年の豪雪を始め、爆弾低気圧やゲリラ豪雨の発生などこれまで見られなかった自然災害が多発するなかで、法律に基づく普遍的な対策を求めるのか、今回のような対策を求めるのか、議論を深めていければと思います。

また、北海道と東北地方の水産業は、ご紹介したカキ種苗や道東地域のサンマ漁業のように、昔から繋がりが深く、それぞれの地の利を生かしながら共に発展してきた歴史があります。

今回の震災では、人と人との絶つことのできない繋がりを意味する「絆」という言葉が良く使われますが、道内の市町村や漁協においても、こうした「絆」を感じ、三百隻以上の遊休漁船を始め、カキの採苗に必要なホタテガイ貝殻や漁業資材の提供、水揚げしていた東北漁船に対する見舞金の支給など独自に様々な支援が行われており、こうした繋がりの深

さ、大切さを改めて実感しました。

また、道水産部局でも、漁業取締船が緊急支援物資の輸送にあたるトラックの運転手を搬送したり、漁港施設の災害復旧のため土木技術職員を岩手県に派遣するなど、被災地の復旧活動を応援してきました。

本道の水産被害は、必要な支援を得ながら何とか現状復旧が可能なものであり、漁業を始め水産加工業、造船など地域産業や町の機能全てに壊滅的な被害を与えた東北地方とは状況が大きく異なります。

大漁旗が棚引く海が一日も早く東北に訪れるよう、同じ水産に関わる者として我々行政も含め、水産業の復興をお手伝いしていければと考えています。



会 員 紹 介

一般社団法人 北海道地域農業研究所は設立三二年目をむかえ、機関誌「地域と農業」の発行も八五号となりました、これからも会員皆様のお役に立てるタイムリーな情報の発信に努めてまいります。

今号からは、会員紹介の頁を新設いたしました。第一回目はJAカレッジ学生科を中心にご紹介いたします。

教育理念 「はつらつ」とした人材育成

教育目標 【積極性】・【協調性】・【使命感】

財団法人 北海道農業協同組合学校

(愛称 JAカレッジ)

江別市文京台東町四三番地一



西埜校長



新しい時代を担う人づくり

JA カレッジ校舎

JAカレッジは大正一〇年北海道庁が創設した「北海道産業講習所」を前身とし、その後JAグループに移管され現在の「財団法人北海道農業協同組合学校」となりました。

九〇年余の歴史がある道内唯一の農業協同組合に関する教育センターです。学生科の卒業生は四、八〇〇名余におよび全道各地

最近の応募者・入学者の状況

単位：人

年 度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
応 募 者	135	116	101	117	176	216
入 学 者	62	66	60	59	59	65
(内訳)	(女子)	6	6	5	6	8
大 卒	31	25	29	24	28	32
短・専卒	2	6	6	5	1	3
高 卒	29	35	25	30	30	30

学生科の概要

で活躍しています。また研修科ではJ Aの役員、職員、組合員の短期、長期研修を行っています。

将来J Aの中堅幹部職員を目指す人材の養成と、農協運動の担い手を育成する一年間の寮生活による養成課程で、平成一九年度からは男女共学となり毎年数名の女子学生が巣立っています。またJ Aカレッジ独自の奨学金制度も創設されています。

受験資格は高等学校卒業もしくは卒業見込みで二一才未満の者、また専門学校・短大・大学卒業もしくは卒業見込みで二四才未満の者となっています。毎年定員の二倍以上の受験者が筆記、適性、面接の各試験を突破して入学しています。

年間教育プログラム

- 4月 入学式・社会人マナー・就職適正試験
- 5月 農業実習・野外活動・ボランティア活動
- 6月 危険物試験・農業現地研修・野外研修
- 7月 前期試験
- 8月 毒劇物試験・夏季視察研修・J A実習
- 9月 夏季休暇・フォークリフト技能講習
- 10月 農業実習・研修旅行
- 11月 フードマイスター検定・秋季視察研修
- 12月 冬季休暇
- 1月 ファイナンシャルプランナー試験・冬季視察研修
- 2月 後期試験・移動研修・情報処理技能検定
- 3月 J A研究・発表実技・卒業式

このようなプログラムで座学授業やJ Aでの現地研修、研修旅行など厳しくも楽しい一年間を過ごしています。また全寮制による教育は、勉学に集中できる環境づくりと、共同生活を通じて協同心を発揮するとともに、固い絆で結ばれた生涯の友情を育てる基礎生活体験のためなのです。

各種資格取得の取組

教育プログラムにあるように農協職員として必要な各種資格取得が基本となっています。JAにとってJAカレッジ卒業生は即戦力の職員として高い評価をいただいています。

- ・北海道農協職員資格認定試験（初級）
- ・危険物取扱者資格（乙4類）
- ・毒物劇物取扱者資格（農業用品目）
- ・北海道フードマイスター検定
- ・ファイナンシャルプランナー（3級）
- ・情報処理（表計算）技能検定（1～3級）
- ・フォークリフト技能資格
- ・ワープロ技能検定（初～3級）



教室での授業風景

学生科の一日

学生の一曰

7:00	起床
7:20～8:20	環境整理
7:45～8:15	朝食
8:20～8:40	体操・発声練習
9:00～10:00	授業 1 講目
10:10～11:10	授業 2 講目
11:20～12:20	授業 3 講目
12:20～13:30	昼食・休憩
13:30～14:30	授業 4 講目
14:40～15:40	授業 5 講目
15:50～16:50	授業 6 講目
17:00～19:45	入浴
17:30～18:30	夕食
20:00～21:30	学習時間
21:30～22:30	自由時間
22:30	門限
22:40	就寝準備
23:00	就寝・消灯…厳守

起床後は環境整理、朝食、体操を行ってしつかり体を目覚めさせ一日が始まります。教育目標の【積極性】【協調性】【使命感】に向かって頑張っています。

科目毎の専任講師による講義が始まります。JAの基本理念と原則を理解し人間性豊かな人材を目指して学生達は日々努力しています。

講義の一部をご紹介しますと、①協同組合論、農協法、農協簿記、各事業論といった農協実務科目、②文章実務、計算実務、一般常識などの一般基礎科目、③JA実習、農業体験学習、農業実習、研修旅行などの実技・実習科目といった内容です。一年間で

履修するのは大変ですが学生達は「北海道の農業は私達で築いていく」という強い思いで日夜奮闘しています。（土・日は休校）

農協実習・実技

J A実習では営農・販売・購買など各部門での体験実習と農家実習も行っています。学生にとっては大変貴重な体験です。

また農業体験実習では専用の農場で作物栽培を行っています。



農業実習

学生達は実家が農家

でない者たちも多く、

農業体験習得のため

汗と土にまみれなが

ら作物の世話をして

います。収穫時の喜

びは人一倍です。

実技研修では「社

会人マナー」で接客

・接遇の訓練による

社会人としての心構

えと毎朝の発声（挨

拶）訓練も行ってい

ます。

更に年に数回実施

される視察研修では

J Aの関連施設や農業関連メーカー、農産物加工工場などを見学し知識の習得に取組んでいます。

オリエンテーリング・ボランテニア活動

近くに野幌森林公園があり、オリエンテーリングも実施しています。各グループに分かれ地図を頼りにチェックポイント目指し一〇km以上の道のりを心地よい風を浴び季節を感じながら歩くのはちょっとした息抜きの日でもあるようです。

ボランテニア活動

は社会的な奉仕活動

や地域社会とのかか

わりを基本に取組ん

でいます。他に校舎

近郊の清掃はもとよ

り献血、募金活動も

行っています。



開拓の村見学

クラブ活動・サークル・学校祭

講義やJA実習、視察研修、

資格取得などであまり時間は取れませんが、スポーツクラブやサークルなど共通の趣味を通じて体力増進とコミュニケーションを図っています、また学校祭開催やママチャリ大会に参加するなど仲間との絆が養われています。

- ・スポーツ（野球・バスケット
- ・サッカー・バレーボール
- 等）
- ・サークル（パソコン・軽音楽）



学校祭（寮祭）

目指せ 就職率 一〇〇%

極めて厳しい就職戦線が続く中、JAカレッジでは一〇〇%の就職率を誇っています。

就職活動にあたっては、優秀なJAマンを送り出すために「養成教育を通じてJAのニーズに則した人材の教育」を中心に「JA運動や事業活動の理解力」「各種資格取得」など即戦力となる

人材の育成を行っているからではないでしょうか。

これは各先生方の努力はもちろんのこと、個々の学生の日々の努力のたまものでもあると思います、今後もカリキュラムの編成や授業形態の工夫など更なる教育強化と資質向上に努めて行くということです。

就職先の大部分は北海道内JAですが各連合会や（JAグループ）関係団体などにも採用されています。

これからも就職率一〇〇%へ向け同校の優位性をアピールする努力は続けられます。

卒業（仲間との別れ）

入学から早一年、卒業を迎えます。JA職員に成るべく厳しい勉強を終え、楽しかった寮生活を共にしてきた仲間たちとの別れでもあります。

入学時に立てた「チャレンジ目標」を振り返り、新JAマンとしての決意表明を行い希望に胸を膨らませ旅立ちの時です。卒業式では卒業証書の他にも表彰があり、JA北海道中央会々長賞やJAカレッジ校長賞、優秀賞、皆勤賞などが学生達に贈られました。

私も三月六日に行われた平成二三年度（第四二期生）の卒業式に出席させて頂きました。

学生達それぞれが目的意識を持ってJAカレッジへ入学し、この日を迎えました。父母も沢山お見えになっていて驚きました。



卒業式

卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡され、一年間の思い出をかみしめ沢山の人の出会い、一緒に悩み相談に乗ってくれた友の事等を思い出しているのでしょうか。答辞が始まり周りを見てみると多くの方たちが目頭を押さえていました。きつと素晴らしい経験と出会いであったのでしょうか。夢に向かって元気に羽ばたいてほしいと願っています。卒業後の二年目研修での再会を全員で誓っていました。

研修科の概要

研修科ではJAの役員、職員や組合員の教育研修を行っています。役員研修では常勤理事、監事を対象としてJAをめぐる経営環境の複雑・高度化に対処するためJAの経営トップとしての戦略的マネジメントなど年間二〇〇名以上の役員の方々が受講しています。

また職員研修では高い専門性を有した人材育成とJA改革に対応できる創造・提案型職員の養成に取り組み、階層別研修や各部門研修など約六〇カリキュラムで年間二、〇〇〇名以上が受講しています。

組合員研修では新規就農者や農業経営継承者などへの研修とJA青年部リーダー研修等を行っています。

※階層別研修Ⅱ各階層の研修を受講し認定試験を受験する。
(上級管理者・中級管理者・初級管理者・一般職員)

※JAカレッジ学生科(養成教育)への入学等詳しくは直接お問い合わせください。

・Tel 0120-918-417

・<http://ja-college.jp/>

取材 一般社団法人 北海道地域農業研究所
特別研究員 米田 秀雄

平成24年度 研修計画一覧表

(コース別日程・計画人数・受講対象者)

種別	コース	事業基本能力開発	開催日数	計画	開催期間	受講対象者								
長期研修	中堅職員研修(夏期)	5週間	10	5月29日(火)～6月29日(金)	原則5～6等級の中堅職員									
	中堅職員研修(冬期)	5週間	20	7月2日(月)～7月20日(金)										
	中堅職員研修(冬期)	5週間	20	1月8日(火)～2月8日(金)										
	中堅フォローアップ研修	3日間	20	2月12日(火)～3月1日(金)										
役員研修	常勤理事研修	2日間	70	11月5日(月)～11月6日(火)	組合長、副組合長、専務、常務、参事、本部長									
	新任理事研修	第1回 第2回	各5日間	各35		平成23年、24年に就任した新理事								
	新任監事研修	第1回 第2回	各5日間	各15			平成23年、24年に就任した監事(員外監事含む)							
	農家経済改善対策役員研修	3日間	15	11月13日(火)～11月15日(木)				常勤・非常勤理事、参事、職員理事						
	信用事業担当理事・部長研修	2日間	35	7月2日(月)～7月3日(火)					理事・参事・部長					
階層別研修	上級管理者研修	第1回 第2回 第3回	各4日間	各25	原則2等級の管理者及び中級管理者研修修了者									
	中級管理者研修	第1回 第2回 第3回 第4回	各4日間	各30		原則3等級の管理者及び初級管理者研修修了者								
	初級管理者研修	第1回 第2回 第3回 第4回	各4日間	各35			原則4等級の監督職							
	一般職員(1級)研修	第1回 第2回	各3日間	各30				原則5～6等級(入組5～10年程度)の一般職員						
	一般職員(初級)研修	第1回 第2回	各4日間	各30					原則7等級(入組1～5年程度)の一般職員					
	新採用職員研修	第1回 第2回	各11日間	各30						新規採用の職員				
	共通	J A戦略型人材育成研修	前半 後半	各5日間							20	①上位管理者を補佐し、係員を指導監督する監督職(係長、支店課長)またはこれに準ずる者 ②北海道職員資格認定試験、上級合格者または同等の知識を有する者 ③年齢が30歳から45歳の者(一応の目安)。ただし、次の者も受講可能とする。 J Aにおいて実際に経営戦略を策定・実践する者(予定者含む)		
		J A経営戦略策定・実践研修	3日間	10							9月12日(火)～9月14日(木)		J Aにおいて地域農業振興計画・J A中期経営計画を策定・管理するもの人事管理担当課長および参加が適当と思われる幹部職員人事考課制度を導入しているJ A人事管理担当課長及び担当者管理部門の税務申告書作成担当者人事担当者及び採用面接者原則として5等級以上の職員および理事、監事管理監督者・担当者内部監査の初任者等内部監査士試験を受験する者	
		管理部門(人事管理)研修	4日間	20							6月19日(火)～6月22日(金)			契約業務におけるリーダー的役割を担う管理者・担当者
		人事考課者訓練・トレーナー養成研修	1日間	10							6月21日(土)			
管理部門(税務)研修		4日間	25	12月4日(火)～12月7日(金)	共済担当職員									
採用面接研修		2日間	15	5月8日(火)～5月9日(水)		損害調査業務に従事する担当職員								
財務分析実務研修		3日間	15	7月18日(火)～7月20日(木)			外務担当職員・共済担当職員							
簿記会計(経済部門)・財務管理研修		4日間	15	11月19日(月)～11月22日(木)				L A養成研修を受講修了した新任L A、及び2年目のL A。共済連からの指名参加が原則。一般参加希望者は共済連へ相談願います。						
内部監査担当実務研修		3日間	30	6月12日(火)～6月14日(木)					原則として、生命・建物共済の引受・支払業務に1年以上従事している有資格者					
内部監査士検定試験準備講習		3日間	80	10月10日(火)～10月12日(木)						他部門より配属になった者、基礎知識の習得を希望する者				
共済部門研修(J A自動車契約担当審査員養成コース)	第1回 第2回	各2日間	各60	J A生産、販売、営農部門の課長、担当者										
共済部門研修(生命共済J A審査員養成コース)	5日間	80	8月20日(火)～8月24日(金)								営農企画部門、営農部門、生産販売部門の担当課長、担当者			
共済部門研修(建物共済J A審査員養成コース)	5日間	80	9月3日(月)～9月7日(金)									営農部門・育成担当部門の課長、担当者		
共済部門研修(自動車共済事故処理担当審査員養成コース)	第1回 第2回	各延べ10日間	各25										農協職員「農業経営診断士資格試験」受験予定者	
共済部門研修(L A養成コース)	第1回 第2回 第3回	各延べ10日間	各20		農業経営診断士有資格者・農業経済改善指導部門は組合員相談窓口担当									
共済部門研修(L A税務基礎)	2日間	30	11月21日(火)～11月22日(水)			農業経営改善、営農指導、金融部門、その他部署の課長、担当者								
共済部門研修(生命・建物共済J A審査員有資格者コース)	2日間	30	10月30日(火)～10月31日(水)				営農指導部門・金融部門担当者、その他組合員担当部署の課長							
信用事業管理者・支店長研修	2日間	45	5月24日(火)～5月25日(水)					コンプライアンス担当部署の責任者、推進担当者						
店舗総合基礎プログラム	4日間	15	6月19日(火)～6月22日(金)						原則係長以上(初級管理者クラスの方。複数人受講が効果的)					
営農生産販売部門(野菜青果)研修	3日間	20	1月9日(火)～1月11日(木)							①新人職員で、パソコンによる事務処理が不慣れな方 ②中堅職員以上でパソコン操作が苦手な方 ③パソコンの操作技能をもっと向上させて、仕事のスピードアップを図りたい方				
営農生産販売部門(酪農・畜産)研修	3日間	15	10月22日(火)～10月24日(木)	今年度国家試験を受験する者										
地域農業マネジメント担当者養成研修	4日間	15	5月29日(火)～6月1日(金)								各部門の管理者、現場の監督者			
組合員組織活動担当者(青年部、女性部事務局)養成研修	3日間	15	5月23日(火)～5月25日(木)									現場の監督者、グループリーダー		
農業経営診断士資格試験準備講習	3日間	20	10月15日(火)～10月17日(木)										農業後継者(学卒者、後継者、Uターン)で概ね3年以内の男女	
農業経営診断士フォローアップ研修	4日間	15	7月2日(月)～7月5日(木)		農協職員「農業指導員資格試験」受験予定者									
農業経済改善指導担当者研修	4日間	15	7月24日(火)～7月27日(金)			農業経営4年以上で概ね3年以内に経営継承される農業者、新規参入経営者の男女(含法人従事者)								
農業経済改善対策役員研修	5日間	20	5月14日(月)～5月18日(金)				農協青年部役員・リーダー							
農業指導員資格試験準備講習	3日間	50	11月7日(火)～11月9日(木)											
コンプライアンス担当者研修	3日間	20	8月1日(火)～8月3日(木)											
意識改革研修	第1回 第2回	各3日間	各15											
意識改革研修	第1回 第2回	各3日間	各15											
パソコン業務効率アップ研修	2日間	20	5月15日(火)～5月16日(水)											
毒物取扱資格取得準備講習	5日間	20	7月17日(火)～7月21日(土)											
メンタルヘルス・マネジメント研修	2日間	30	7月12日(火)～7月13日(水)											
仕事の教え方研修	第1回 第2回 第3回	各2日間	各10											
新規就農者研修	第1回 第2回	各4日間	各20											
農業経営者養成研修	3日間	20	1月22日(火)～1月24日(木)											
J A青年部リーダー養成研修	3日間	20	2月4日(月)～2月6日(水)											

北海道の農業高校における六次産業化」への取り組み

「農業高校「食彩フェア」の実践事例」

北海道岩見沢農業高等学校 校長 北澤 住人

一 はじめに

平成二二年六月に決定された政府の新成長戦略では、農業が地方経済を担う成長産業に位置づけられました。十年後の食料自給率五〇%の達成に向けて、戸別補償制度を導入、農産物の品質や安全といった消費者ニーズに対応した生産へ転換が図られています。また、六次産業化による活力ある農山漁村の再生を国として取り組むこととなり、雇用の創出や地域の活性化が推進されると生産現場の期待は高まりました。

こうした状況のなか、本道の高等学校における農業教育では、これからの激動の時代に対応できる農業の担い手を育てる役割が求められており、各農業高校においては、地域産業界などと連携のもと、持続可能な資源循環型の農業に取り組

むほか、特色ある取組では、地下熱や雪冷熱エネルギーの農業への活用を図り地球環境に配慮した農業の実践研究を行っております。また、「六次産業」が農業の新たなキーワードとして注目されている中、単に農畜産物の生産を学ぶだけではなく、それに付加価値を与える農畜産加工、さらにそれらを商品化して流通販売するまでを身をもって経験し、農業経営における経営の多角化を行い農村の活性化を図る能力の育成を推進しています。

二 「食彩フェア」開催までの経過

「食彩フェア」は、本道の農業高校生に、自分たちが愛情を込めて生産した農畜産物や加工品を実際に消費者に紹介す

る場を提供すると同時に、売れる商品づくりを実践・検証することを目的にして、道内の農業高校三二校（二〇一一年度）が加盟する、北海道高等学校長協会農業部会が主催して開催しています。

かつての農業高校の教育は、原材料生産が中心でした。しかし、九〇年代末頃から、農業科学や食品科学といった分野にも力を入れ始めたことで、質の高い農畜産物や加工食品が注目され、生産されるようになりました。そうになると次は、それらをどのような商品にし、どう売っていくかを、生徒が自ら考え、実践する場が必要になったのです。

「食彩フェア」の前身としては、一九九六年から始まった「農業高校フェア」が挙げられます。札幌市の中島体育センターなどを会場に年一回、全道の農業高校が集い、それぞれの学校の活動を紹介したり、農畜産物を展示・即売するイベントでした。

このフェアは、二〇〇二年から水産、工業、商業などの専門学校も加えた、「産業教育フェア」に衣替えしたものの、やはり農業高校関係者からは、テーマを農業に絞り込んだ、より実践的なイベントの開催を求める声が高く、二〇〇五年七月に試験的に実施したプレフェアを経て、同年秋からスタートしたのが現在の「食彩フェア」です。

現在、「食彩フェア」は大手スーパー(株)イトーヨーカ堂の協力のもと、北海道内のアリオ札幌、旭川、帯広、北見、釧

路、函館の各店で、周辺エリアにある農業部会加盟校が、それぞれのフェアの運営を担当しています。

昨年一〇月二三日に開催された「第六回食彩フェア」を例にとると、参加校は、アリオ札幌が一二校、旭川店が八校、帯広店が五校などとなっており、六店合計の参加生徒・教員数は五〇〇人を超えるほどです。それぞれが開催地の消費者の嗜好などに合わせた地産地消を独自に展開をしています。

（写真１）



写真１ アリオ札幌店での販売の様子

取扱品目にしても、米や各種野菜はもとより、アイスクリーム、ヨーグルトなどの乳製品、ハム、ソーセージなどの食肉加工品、精肉、卵、漬物、パン、ジャム、ジュース、花卉などと多彩で、全体では四〇〇品目以上。たった一日の開催にもかかわらず、総売り上げは約六〇〇万円と、一般の商業催事と比べても遜色のない実績を上げています。

三 「食彩フェア」の意義

過去の「農業高校フェア」などとの大きな違いは、単なる学生イベントではなく、大手スーパーの商業催事として明確に位置付けられ、食の安全・安心を提供する農業教育の一環として実施している点です。

(一) 厳しい品質基準

現在では本道の農業高校のほとんどの学校が、自校で生産された農畜産物や加工品を販売する直売所を設け、定期的に販売をしています。本校では、昨年度五月から一〇月までの毎週金曜日に開店し二〇回の販売を通して、八五の商品アイテムで約二五三万円の売り上げとなっております。

「食彩フェア」が農業高校の単なる直売会と大きく違う点は、イトーヨーカ堂の徹底した商品管理基準をクリアした商品でなければ販売できないことです。

食品の危機管理マニュアル（写真2）の作成はもちろん、農薬の使用状況などを含む農産物の栽培履歴表や、豚などの飼育記録、加工食品の原材料や表示ラベルまで、さまざまな情報を記載した商品説明・PRシート（写真3）を各学校が商品ごとに作成します。それを食彩フェア事務局が集約し、イトーヨーカ堂のQC（品質管理）室のチェックを経ることで、初めて商品として認められます。

「食彩フェア」をはじめた頃は、『これでは売れません。』などと、ずいぶん厳しく指導されました。指導された後、どのように改善すれば良いかを、生徒も教員も一緒になって真

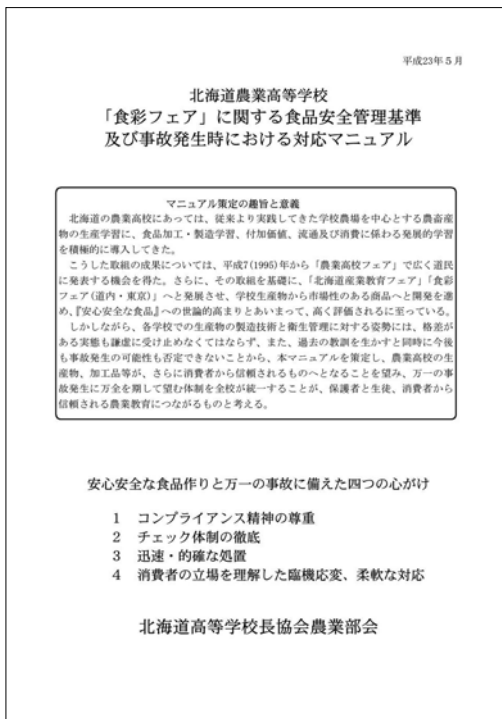


写真2 食品安全管理基準及び事故発生時における対応マニュアル

剣に考えるようになりました。単なる原料生産だけではなく、消費者の立場に立った質の高い商品を生み出すための農場経営や実習計画・運営を行うようになった契機でもあります。

今では、各学校が切磋琢磨し合って積み上げてきた商品説明・PRシートのファイルは、道内の農業高校の実力を示す財産で、全国にも誇れる内容になっていると思います。

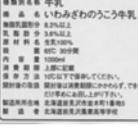
安心・安全な農産物の提供を掲げ、道内の農業高校では有機JAS認証を受けた農産物(写真4)や、農薬を減らした特別栽培農産物の栽培に力を入れています。こうした栽培方法への消費者の関心も高く注目されています。

商品説明・PRシート

商 品 名	牛 乳 (いわみざわ のうこう牛乳)	
●●商品紹介●● ～ 低温殺菌牛乳～		
無脂乳固形分	8.3% 以上	乳 脂 肪 分 3.6% 以上
原 材 料 名	生乳 (成分無調整)	
商 品 の 特 徴	学校農場で生産した、新鮮なミルクを低温殺菌法(65℃で30分間)により製造した牛乳です。一般の牛乳と比較すると消費期限は短いですが、高温加熱によるタンパク質の変性を抑えることができるので牛乳本来の風味を味わうことができます。	
内 容 量	1000 ml	
価 格	税込み ￥160円	
保存上の注意	要冷蔵(+10℃以下)	
期 限 表 示	消費期限 平成 年 月 日 消費期限は未開封の状態での冷蔵保存(10℃以下)した場合に品質が安全に保たれる期限です。必ず10℃以下で保存して下さい。開封後は消費期限にかかわらず、できるだけ早くお召し上がり下さい。	
製 造 者	北海道岩見沢農業高等学校 食品科学科 北海道岩見沢市並木町1番地5 E-mail gannou-hs@gannou.ed.jp 岩農ホームページ http://www.gannou.ed.jp	

●●商品写真●●





製品検査の様子
製造実習の様子(充填)

写真3 商品説明・PRシート

(二) 販売方法の工夫

さらに「食彩フェア」がユニークなのは、品目の分類(米・野菜、加工品、花卉など)によって売り場を設ける点です。つまり、学校ごとの売り場を設けていないということです。

そのため、参加した生徒は他校の商品にも精通している必要があり、それが幅広い商品知識を身につけるきっかけにもなっています。また、販売の経験を積むことにより、消費者の立場に立ってどういふものを生産すればよいのかを常に考えるようになりました。その結果、農畜産物や加工食品生産



写真4 有機JAS商品の開発

に取り組む姿勢、意欲は大きく変わりました。

(三) 体験コーナーの設置

「食彩フェア」は単に商品の販売ばかりでなく、和風いす作り(写真5)や間伐材を利用した箸作り、ドライフラワーアレンジメントなどの体験的学習を取り入れて、農業教育の幅広い学習を理解していただく機会として行っております。



写真5 和風いす作りの様子

フェア終了後に毎

回まとめられる報告書には、参加した生徒たちの、生き生きとした感想が述べられています。

「お客さんの立場で考えることの大切さと難しさを学んだ。」「どういう商品なのかを、きちんと伝えられるようにならなければいけないと思った。」「お客様の笑顔を見られるということは、素晴らしいことだ。」と実感した。」「他校の取り組みが分かり、とても参考になった。」「本物の商品開発担当者や販売員になったつもりで取り組むことができた。」

フェアを経験すると、生徒たちが一回よりも二回よりも三回と回を重ねることに成長していく姿がはっきりわかります。生産・加工・流通・販売を通じたフードシステム化を学び、多くの収益を得る六次産業化は生徒にとって興味と関心が高く、農業に夢や希望を持つ者が多いことを実感します。こうした教育活動をとおして、元気な農業教育が北海道農業をより元気にできるものと確信しています。

四 「北海道農業高校食彩フェア」から 『北海道農業高校食彩フェア in TOKYO』の開催への発展

「北海道農業高校食彩フェア」は道内六カ所で一斉に同日に開催しています。これとは別に、首都東京でも北海道農業を担う農業高校が「北海道農業高校食彩フェア in TOKYO」を開催しております。スタートしたのは二〇〇六年。北海道電力(株)が出資する北海道フードフロンティア(株)の協力を得て、同社がJR東京駅八重洲口前で運営している道産品アンテナショップ「北海道フーディスト」会場で開催しています。こちらはスペースなどの関係から大量の商品を並べられな

いため、農業部会加盟校からいったん商品候補を挙げてもらい、事務局（岩見沢農業高校）が首都圏の消費者に受け入れられそうな商品を厳選しております。第五回の去年は、二二校の生徒と教員合わせて二二名が参加し、約八〇品目の商品を販売して約六〇万円を売り上げました。

東京での販売の特色は、いくら安くても大量生産物売るのが難しいことを販売の経験によって学びました。したがって、小口にするのが基本です。さらに、東京の消費者の皆さんは商品について詳しい説明を求めることが多いので、生徒たちは事前の商品説明に関する学習が重要になってきます。いろいろと工夫を重ねて商品化したものが、大消費地の東京で受け入れられたことが、生徒や教員の大きな自信につながっています。

東京のフェアで得た情報や消費者の反応は、すべて加盟校にフィードバックされ、翌年の農場計画はもちろんのこと、新たな作物の栽培や商品企画にも生かされます。

五 農業の六次産業化における

本道農業高校の課題

- ① 食彩フェアにおける中・長期的な目標の設定とマネジメントサイクルの確実な実践を行う。
- ② 環境教育を視野に入れたバイオマス等地域資源を活用

した新事業の創出をさらに推進する。

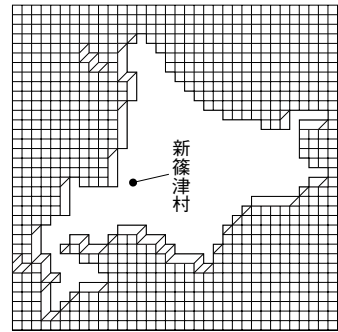
- ③ 産・学・官の連携教育を推進する。
- ④ 都市と農村の消費者交流を促進する。
- ⑤ 地域の六次産業化に対応できる教育課程を編成する。
- ⑥ 農業教員の資質向上による指導力向上を図る。

六 まとめ

平成二〇年一月の中央教育審議会答申において、農業については、生産・流通・経営の多様化への対応についての改善が求められています。

本道の農業高校においては「食彩フェア」等を開催し、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的な教育の場を設け、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力を高め、将来の地域産業を担う人材の育成や人間性豊かな職業人の育成を図れる場と位置づけています。

連載



札幌市の近郊に位置する新篠津村は高い山や丘がなく、ただただまっ平らな田畑が広がる田園風景以外、何も無いことが自慢である。(新篠津村にはしのつ湖、しのつ公園、道の駅、温泉、ゴルフ場といった豊富な観光施設等があるので誤解しないでいただきたい。)農業が主な産業の土地柄、土づくりと一次産品の加工にこだわりを持っている新篠津村を紹介する。



上空からの新篠津村

あのマチ・このムラ・地域おこし活躍中

No.65

新篠津村の事例

—おいしい・たのしい・うれしいを謳う村づくり—

1. 土へのこだわり

農地の「土づくり」を基本とした農業技術の導入と生産現場への普及、「安全でおいしい」農産物を提供する産地に向けて「クリーン農業推進センター」(現在は、クリーン農業センター)が平成六年に設立された。クリーン農業センターでは、以下の幅広い事業を展開している。

(1) 土壌分析

土壌の化学性、米の味、野菜のビタミン、ミネラルなどを化学的に測定する機械を導入し、多くの生産者が分析データに基づいて営農を行っている。土壌分析については平成六年度から二〇年度まで二一、〇〇〇件の分析診断を行っており、村の全生産者が一戸あたり七〇圃場の分析をした計算になる。



新篠津村観光ガイドに掲載されている特集「稔りを育てる前に大地を育てる しんしのつが真摯に向き合う 土へのこだわり…」という文言が入っている。



EMぼかし製造機

平成20年度におけるクリーン農産物の生産実績

単位：ha

	新篠津村の 作付状況	内 クリーン農産物
米	2,450	160.9
小麦	1,383	
大豆	626	123.2
小豆	132	
花卉	24	
野菜	161	93.7
その他	17	
農業産出額	48億円	

(2) 「ボカシ肥」技術の 開発と普及

「ボカシ肥」とは昔から本州の篤農家が身近で手に入りやすい有機物を微生物で発酵させ、化学肥料の代替として施用するものである。作物が病害虫の被害を受けにくい、味が良い、収量・品質共に向上することが特

徴であるが高度な技術経験が必要であり、北海道での実績も少なく普及されていなかったが、当村では製造機械の開発により、年間一八〇トンの「ボカシ肥」の製造利用がある。酪農がなく水田地帯の当村において残渣である稲わら、米ぬかを有効利用しているのである。この他にも人畜無害な有用微生物の液体培養技術を確立し、農薬の代替と

して有機JAS農家を中心に一〇〇戸近くの生産者が使用している。

(3) 認証・認定農産物の 生産実績

当村では、有機農産物（通称：有機JAS：国が認証）特別栽培農産物（通称：特裁：国の表示ガイドライン）、北のク

リーン農産物（通称：イエスグリーン：北海道が認定）をクリーン農産物として位置づけており、右のような実績となっている。

また、農家戸数二九五戸中二六九戸がエコファーマー（注1）の認定を受けている。

（注1）エコファーマーとは、平成十一年七月に制定された「持続性の高い

農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）「第四条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。

(4) 有機栽培農家と 福祉の連携

有機栽培圃場では草取りや植付け、選別、袋詰めなど手間のかかる作業も多く労働力の確保が難しい。一方、福祉施設^{（注2）}には健康で働ける人も多く、雇用の場として、有機農家と施設利用者の連携を始めてから八年目を迎えている。現在では米の精米・袋詰め・販売、大豆の選別・袋詰め、草取り等の農作業、「ボカシ肥」の製造委託、「微生物培養液」の製造販売などを手がけている。

（注2）新篠津村には新しのつ幸生園など各種福祉施設がある。

(5) 有機農業体験と交流

みのり交流農園（農業・化学物質を一切使用しない全て有機農法で行っている農園）を設置し、年間十二回ほど、都市住民を対象にブロッコリーやレタスなどの作付を播種から収穫までの有機栽培の工程の講習を行う有機農業塾、札幌の小学生の有機米づくり体験学習などの交流事業を各種実施している。

2. どぶろく特区の 認定を取得

新篠津村は、道内では長沼町に次いで「どぶろく特区」の認定を受けた。ムラのマチおこし

グループ「ランタンの会」会長北野亨さん（全道・全国の農協青年部役員を歴任）達の話題である。ランタンの会とは、どぶろくを利き酒して品評する集まりで、年三、四回行い、どぶろくを使った料理を研究する場ともなっている。

(1) きっかけは 『青空祭り』

毎年八月下旬に開催される新篠津村の一大イベント、「青空祭り」は村内外から大勢の人が集まり、新篠津村の夏の終わりを華々しく彩っている。祭り会場では、熱気球体験試乗、祭囃子、田園太鼓などの文化芸能の披露、夜は勇壮な山車が村内を練り歩き、取れたて野菜や特産品の販売などが行われる。
平成二十二年、ちょうど節目の

第三〇回目の青空祭りの当番自治区の区長であった「ランタンの会」事務局でもある野村武さんは、一次産品の米を使いどぶろくを造り、祭りでみんなに振舞いたい、そんな思いがことの始まりであった。



青空まつりの賑わいの様子

(2) どぶろくを造るには
厳しい制約があった

しかし、どぶろく造りには施設や衛生管理面、造り手は一次産業に従事し、民宿や農業レストランで提供しなければならぬなどさまざまな条件が課せられており、この年の祭りには、

手配が間に合わず、やむなく小樽市の田中酒造(株)に新篠津米を持ち込み製造して貰った。

その間、各方面への折衝、学



「濁酒のやかた」でのどぶろく造りの様子

習会等苦難を乗り越え、農業者の北野さんに白羽の矢が立ち、種々の申請手続きと許可を経て最終的に平成二二年六月二四日に醸造酒製造免許が交付されたのである。以後、順調に量を増やし、平成二三年度には二、三〇六リットルの製造実績を上げた。

「新しいのつのだぶろく」は、新篠津村内では、しんしのつ温泉たつぷの湯、レストランななかまど、ホクレンショップ新篠津店、その他では北広島市ホク

レンくるるの杜、新千歳空港で買い求めることができる。

(3) 今後の展開

どぶろくを造るために開始した民宿営業も、新篠津村が平成二三年度に導入したグリーンツーリズムで活用する目途も立ち、NHKのゆうどきネットワークで紹介された赤いどぶろくの商品化も直とのこと。今後どぶろくに關してどのように展開していきたいか尋ねると、しんしのつ温泉たつぷの湯のレストラン「もみの木」で実際のメニューとなっているどぶろく味噌ラーメンのようにどぶろくを食材として活用すること、どぶろく漬けの漬物を商品開発できないかなどなど、いろいろなアイデアを巡らせている北野さんである。

取材後記

記者は新篠津村と石狩川の対岸に位置する北村で幼少の頃を過ごした。当時、毎年のように石狩川が氾濫し、農協の二階に何日も避難させられ、炊き出しのおにぎりを貰い、筏遊びをした遠い記憶がある。泥炭地の客土の様子など臍氣に覚えている。今回、新篠津村を訪問し、風景、街並みや施設など、我が故郷に似た雰圍氣を感じ、また、新篠津村史をたどると、同じような苦難の歴史を刻んできたのだなと想いを馳せた。いま宮々と築かれてゐる新篠津村の發展に敬意を払い、地元の花の華というキムチと新しいのつのだぶろくを買い求め、たつぷ大橋を渡り歸路についた。

一般社団法人 北海道地域農業研究所

特別研究員 西野義隆

人は互いに支えあっている。 食料生産は農業者の誇り

当研究所の事業を推進する中で、現地の実態を的確に把握し、その中から改革方向等を積極的に発信している新進気鋭の農業者と連携することが重要だと考えました。現在、全道各地で九名の方にモニターを委嘱しています。

平成二三年一月五日モニター会議を実施し、現地モニターの方々と営農をめぐる状況、現地の農業情勢について率直な意見交換を行いました。以下にその内容を紹介します。

■出席者（敬称略）■

・音更町	津島 朗	一般社団法人	北海道地域農業研究所
（畑作経営）			
・北見市端野町	和崎 陽一	・専務理事	大坂 雅博
（畑作・野菜経営）			
・美唄市	貞広 樹良	・特別参与	黒澤不二男（司会）
（稲作・畑作経営）			
・中富良野町	加茂 俊幸	・事務局長	小林 久人
（稲作・野菜経営）			
・名寄市	中野 康則	・専任研究員	經亀 諭
（稲作・野菜経営）			

大坂 今年七月に就任いたしました。よろしく願います。研究所は昨年節目の二〇周年を迎え心機一転がんばっているところです。来年4月から、非営利型一般社団法人に移行しますが、この機会に当研究所に期待されていることを深く考えていきたいと思えます。

また当研究所の名前にも会報にも「地域」の言葉が入っています。地域に一番根ざしている皆さんの生の、最新の情報会員へ伝えていきたいと考

えています。今日はよろしく願います。



(左) 黒澤特別参与と(右) 大坂専務理事

黒澤 八名の方にモニターをお願いしていました。今日は名寄市の中野さんにも参加をしていただきました。総勢九名のうち五名出席です。中野さんは、「北海道農業公社」から委託された事業「新規就農者の定着条件」について調査する際に、道外出身の新規就農者の一人として「北海道農業担い手センター」から紹介されました。道北ブロックであり、経営内容や他の農業者との交流を強く希望していることをお聞きし、新たにモニターをお願いしました。

なお「地域と農業」に今日の懇談のエッセンスを載せたいと思っております。

さて、最近「TPP」に関しての話題が多くなりました。そこで最初に皆様にもこのTPPについてお聞きたいと思います。

今日(二月一日)の報道で「WTOの協議はまともならず事務局がドーハラウンドを放棄する」とありました。

(後日農水省からWTO閣僚会議概要について「ドーハ・ラウンド交渉の行き詰まりを認めつつ、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探る」と発表された) 先行するFTA・EPA交渉についても、内容は始まっていないと判らないという状況です。

TPPに関しては「もっと学習」「もっと議論」「もっと発信」が求められています。

通商交渉のルールや特約条項なども、これまで交渉にあたった外務、通産、農水の官僚でなければよく判りません。我々農業関係者は状況を踏まえて発信する必要もあります。反対だといっているばかりでなく、有効な反論をするためにも、推進派の言い分も聞かねばなりません。これから二年ほどかけてその中身が決まっていきます。その過程の中で皆様がたの意見が大切なのです。

大手新聞の大半は「交渉をやってみなければわからない。だからやってみ

よう」で一致しています。みな痛みを伴う部分に鈍感であり取り上げていません。傷を負う部分に関しての声が紙面に反映されているか疑問です。もっと地域の声を拾うことが大切なのです。

前段が長くなりましたが、皆さんの自己紹介をお願いします。

自己紹介と現在の状況

津島 音更町の畑作農家です。小麦、てん菜、大豆、金時、小豆、スイート



音更町 津島さん

コーン、人参、馬鈴薯の八品目を栽培しています。作付面積は九七haです。国策が変わるたびに「これでいいのか」という思いになりました。消費者と触れ合うようになりました。十勝川温泉との連携で修学旅行生などの農業体験、民泊などの受け入れを行っています。

和崎 北見で馬鈴薯、小麦、てん菜などを作付けています。端野町農業情報研究会で簿記情報を利用し、経営分析に活用しています。二月に指導農業士に認定され、自ら伝える努力の大変さを経験しています。

貞広 美唄で稲作中心に小麦や大豆を作付けています。消費者と直接触れ合うために夏は直売場、冬は味噌づくりなどの加工体験を行っています。修学旅行生の受け入れや青年会議所で他業種の人とも交流しています。

加茂 中富良野でたまねぎや、米、馬鈴薯、大豆など作付けています。修学旅行生の受け入れは私の地区でも実施しています。実体験を通して、間近で見てもらい感じてもらうことが大切だと思います。農家自らも発信していきたい。

中野 神奈川県茅ヶ崎市の出身です。一二年前の二六歳の時、農業をやられて、名寄の夏井さん（指導農業士）を紹介されました。四年間の研修後、平成一五年に土地を購入して農業を始めました。

就農を始めた名寄市中名寄地区は稲作中心ですが、野菜作りから始めました。地域の方々にも優しくしていただきました。平成一九年からは稲作にも取り組みました。複合経営ですが稲作とトマト作りの時期が非常にあっています。今後は規模の拡大より商品の付加価値を高めていきたいと思っています。

黒澤 中野さんの話を補足しますと、奥様も北海道で農業を希望し酪農家で研修をしていました。

新規就農者が稲作から始める例は珍しいことです。新規就農者の間では「稲作はロマンがない。野菜や花卉はやり方によってビッグチャンス」という考えがあります。中野さんは「稲作は機械化も進み作業時期も標準化されている。稲作の収入が安定しているの、他のやりたいことが出来る」と考えています。

中野 新規就農のメニューは畑作、野菜、花卉が多いです。「稲作はだめだ」と発言する人もいますが栽培体系が確立され、農協の集荷体制、共済なども安心できるので経営が安定できます。

こういう情報が新規就農者には必要なのです。稲作地帯は一番高齢化が進んでいます。地域の担い手センターは新規就農者のメニューに稲作も加えて欲しいです。

稲作と野菜などを組み入れる複合経営で、経営は安定します。

黒澤 稲作の例で話しますと由仁町で稲作農家が婿さんに新規就農させ会社組織にして、稲作、おにぎり屋、直売所などを経営しています。経験の乏しいお婿さんであっても、地域のサポートによって夢がかないました。さて今年1年のトピックスについてお話し下さい。

今年 の 話題

津島 温泉と連携して体験農場を行いました。京都から一校、八クラス(三〇〇名ほど)を自分の農場で受け入れました。来年は三校の予定があります。地元の温泉や、ネイチャーセンター、役場、他の生産者などの協力で実施することが出来まし



農業体験

た。農業の実態を事前に説明して、台風後でしたがイモや、スイートコーンの収穫体験、トラクターの模範演技も見せました。私の知人に、民泊受け入れを積極的に行っている近江さんという方がいます。出身は東京で漁師をやりたいと道内を探し、浦幌町で受け入れられました。自分の獲ったシシャモを加工して楽天市場の水産部門でナンバーワンを取った経験もあります。

「漁協を無視して自分で全部やる」と天狗になった時期がありました。ところがある日、時化で船が転倒して死にかかった時、周りの船団が漁の最中にもかかわらず、中断して助けに来てくれました。そんなことから実は「人は支え合っている」。特に農業は大地が相手なので自分ひとりでは何も解決できない。「支え合うのが全て」と考えるようになりました。浦幌のためにNPO法人「日本のうらほろ」を立ち上げました。また近江さんは「食料は農村に支えられている」ということを知

らない都会の子供たちに、講演を行い、都市と農村の橋渡しをしています。さらに住友や三菱などの大手企業から幹部研修に農家民泊の希望があり、その研修は朝三時から搾乳や糞尿処理など多くの作業を体験させ、夜はグループディスカッションまでさせています。彼らの至った結論は「牛乳は安すぎる」ということでした。

生産現場を知ること、食料や命の大切さを改めて分かり、「企業理念の中にどう入れていくか」まで広がりました。私は「今の農業は安さと安全の話ばかりだが、本当はその国の価値観を担っている」と考えています。

和崎 二月に指導農業士に認定されました。先日酪農学園大学で講演をしました。初めてのことで事前準備をしっかりと行いました。貴重な経験でした。講演終了後ある学生が「有機農業をやりたい」と言ってきました。私は「目標として持っているのは良いことだが、



端野町 和崎さん

まず普通のやり方を経験してから有機農業のよさを自分なりに考えて、それから目指してごらん」と話しました。

また、パソコン簿記の研修会を一〇年続けています。後継者も育っていますが、データの分析まで出来る人は少ないのです。平成二〇年から国の生産費調査を実施していますが、まだまだデータ活用が出来ていません。農民連盟でも中央活動のために、有効に使っ

て欲しいのです。

黒澤 生産費については、統計情報事務所の方では、個々の経営改善に対しての利用という面をあまり重視していないように感じられます。和崎さんが経営情報研究会で取り上げ、関連付けているのは素晴らしいことですね。大変参考になりました。

貞広 美唄では地元の農産物、米やハ



美唄市 貞広さん

スカップを使つての商品開発に努めています。平成一七年から米粉研究会が活動し、その会長が市長になり、私协会会长を務めています。価格は高くなりますがその特長を活かして広げていきたいと考えています。

加茂 中富良野の担い手協議会でも修学旅行生を地元の農家で受け入れをしています。三時間ほどの体験ですが、

今日の出席者の意見を聞いて、いろんな機関の協力が必要と感じました。震災の影響で観光客は減りましたが、いろんなニーズを農業体験に取り入れ、さらに仕掛けていきたいと思っています。

TPPについてですが、単に団体でメディアに「反対」といっても思いは伝わりません。一国民として、一農家として普段やっていることを見てもらいながら、継続的に伝えていかないと先行は不安です。

黒澤 中富良野は美瑛と富良野の観光

ゾーンの中に位置していますが、体験や交流の面で活かしきれていないことを感じているようです。津島さんの十勝の取り組みは温泉に限らず次々と展開しており、さすが十勝と感じました。富良野・美瑛は観光地として有名ですがそれに安住せず、「新たな取り組みを模索することが必要だ」という提言は有意義ですね。

中野 名寄市は観光真空地帯です。ガイドブックにも名寄の紹介は少ないと感じます。新規就農して一〇年になります。少なくとも観光地ではありません。自衛隊と農業の町で、民間企業も少ないが安定した町です。

都会ではお金を払ってでも草取りを体験したい人もいます。名寄は「観光バスで来てすぐ帰る」従来型ではなく、長期滞在を考えたほうが良いと思います。それも「畑と土地を付けて、家を建ててもらったらお金を渡します」ではなく、「どうしたら都会の人が田舎

に住んでもらえるか」を考えるべきです。単に「空気がきれい、水がうまい、だから来てください」ではなく。以前、市長さんにお会いした時に「パンフレットの作り方から変えましょう」

「都市銀行はどこが使えるか、病院は近いか、コンビニがあるか、TVはこの局が映るかインターネットは、下水道は、などの情報が必要です」と話しました。日本全国で今のような考えでパンフレットを作っているところはないのではないのでしょうか。

加えて「札幌まで都市バスで三、〇〇〇円」「飛行機も東京から札幌・旭川まで安くこれる」ことも。アツピールする場所は池袋や有楽町の道産品の店で、不動産会社の人々も集めて話をすればよいのではないのでしょうか。市長との会合でも「お金を持っている人は高齢者じゃないのか」との意見もありました。名寄にログハウスなどを建てられる資金力のある人は、孫や子供たちに名寄の良さを話します。「土地

代をタダにするから定住して欲しい」という考えではなく、孫や子供たちに来てもらえる仕掛けが大切です。将来的に自分も今の考えを広く実行したいと思っています。農家の人に話をしたら、「北海道の人はもともと本州出身者だ」「新しい人を受け入れる下地は十分ある」と話してくれました。こういう魅力を名寄は都会に発信して欲しいのです。

トマトジュースの関係で法人を立ち上げたときの話をしますと、新規就農



名寄市 中野さん

で夏井さんにお世話になっている時、仲間の福島さんと「同じ農業をやるなら都会の人にアツピールできる加工品を作ろう」と話し、平成一九年から始めました。生食用のパック詰めは作業が深夜まで続き、価格も夏場は安く、また、製品歩留まりも悪かったのです。ロス分をジュースにして飲んでみたら、ものすごく甘く、他にない商品が出来、飲食業の方にも好評でした。

今、名寄市の施設を借りて生産していますが、将来、加工施設を増強する考えを持っています。自己資金で加工施設を作るのは大変なので、道などの補助を考えています。ただ、農水省から自分で生産から加工、販売まですると「六次産業」に該当しないといわれ、困っているところです。

黒澤 それぞれ関連する人が取り分を取って全体を大きくしようというのが国の「六次産業化」に対する考えです。農業も、加工や流通もみんなで活性化

しましようということです。しかし、現状は農家の取り分が一番少なく、次が加工で、流通サイドが一番多いと思います。農水省の補助事業のリストに載るかではなく、出来るなら一から三次の働きを農家がやってもいいのです。次に、少し作物の特性に関して話をしてください。

今年の作物の様子

津島 音更町ではサツマイモを菓子用、自家用に広範囲で作っているようです。宮崎の端境期を狙ってマンゴーを作っている人もいます。巨峰やリーキ、ナタネも増えているようです。

農業政策がぶれると十勝では何でもやります。TPP賛成派の人は輸出製品を考えています。都会から来た人の話を周りが素直に聞けるかが焦点だと思います。

トマトの体験農場もしています。トマトの本物の味は現場でしか味わえま

せん。気候の変化が栽培品目を変えてきています。今年はわずかの作付けですが、米は大豊作でした。近年小麦の収量や品質が落ちています。十勝でも米と小麦のリスク分散が必要かもしれません。

和崎 北見でもてん菜、小麦は平年を下回りました。特に小麦は悪い。てん菜について生産費だけでなく流通経費を含めた経営分析を一〇数年続いています。機械への過剰投資は正しくないと感じている。当時は収支も良かったのですが最近では儲りません。肥料の高騰も影響していて、農協のデータで予測すると一ha当たり三万円もかかります。三割が肥料代です。経費を抑えて収量がそこで経営が安定するようにならないとだめです。タマネギの収益性が今は良いが、農業政策の変化でタマネギばかり増えるのでは？そして減収になってしまふ。タマネギばかりに依存ではなく他作物を作ること

考えなければなりません。

貞広 稲作ではいもち病が流行りましたが収量は良かった。今後は手取りを安定させることです。原発事故の影響で道産米の需要が多いです。ネットでの個人注文が多いです。

加茂 富良野地区のタマネギは春先の天気が悪く、夏には高温、旱魃と収量に影響が出ています。昨年悪かった複合経営を行っているが他作物も悪かったです。米は安定しています。

地域農業研究所への注文

黒澤 稲作に関しては我々の予断と少し違うようですね。さて次に「地域農業研究所」への注文、期待など厳しい意見をお願いします。

津島 どの職業も価値観があります。後継者の対策も含めて「農業者が食料

を生産している」ことを堂々ともっと誇りに思えるようにならないければなりません。消費者も農業者を応援するようにならないければならないみんなで価値観を作って生きたい。スイスでは卵が一個七〇円で売られています。国民が当たり前と思っています。この価格だから卵屋や養鶏農家が成り立っています。成り立たなければ卵が食べられなくなります。このような価値観を持っているのです。

日本でも国民が食料に対して同じイメージを持って欲しい。農家も同様な意識が必要です。発信力を持ち展開できる源のシステム作りに加わりたいと考えています。

和崎 ギャップを感じていることは、農協の幹部が話していることと農連で話していることの食い違いが多くなっていることです。地域の考え方が共有できていません。網走管内でも畑作、酪農、などのエリアに分かれているか

ら、纏めるのが難しいのでしょうか？研究所で地域の特色など先進事例などをPDFなどに纏めて欲しい。ホームページを通して検索できるようにして欲しい。話は変わりますが、日本の農業のよさは「家族経営で成り立っている」ことです。外圧などで苦しい今も、家族の協力で頑張ってここまでできています。

黒澤 PDF化は取り組んでいるところです。

顧客満足とは

加茂 価格満足度と顧客満足度は同じでないと思います。タマネギを売り込みに行って経験しました。高くても買ってくれるところ、安くなければ買ってくれないところ様々だ。価格と顧客満足度の関係に参考になるものが欲しいです。



中富良野町 加茂さん

黒澤 ある一定の範囲の中にコンビニ、量販店、などがどのように存在してその商圈に人口はどのくらいいるか？人の流れは？などの研究は多いと思います。加茂さんの指摘を加味して考える必要があります。

中野 東京の取引先から「農家の人は『こだわって美味しいものを作った。これが付加価値でしょう』と話すが、付加価値は消費者が決める」といわ

れた。農家の人が消費者の求める付加価値をわかって初めてモノが売れます。消費者が望んでいることに応えることが大切です。

「農家は、農産物を作ってモノを売るだけが仕事ではない」といわれたこともあります。

同じように「都会の人はいろんな問題を抱えている。たとえば非正規雇用・リストラなど心を悩ます問題が多く存在します。それを癒すのは医師だけではなく、一次産業の人の力が大きい。一次産業の人たちはそういう価値も持っている。農業体験や新規就農には癒す役割もある」と言われました。私たちが時間をかけて、協力して考えている社会を作れば日本の農業も変わるのです。

黒澤 私の考える付加価値は「標準的な生産原価にどれだけの幅で上積みできるのか、あるいは通常の利益率をかけた上でさらにどのくらいの幅で上積

みできるかだ」と思います。中野さんの指摘は生産者が分析してデータを持ってユーザーと交渉できるかということだと思っています。

皆さんからそれぞれの問題意識、地域における関連機関のあり方の話などがありました。農協と農連の認識度の違いは戦線を統一していかなければなりません。

T P P の国際交渉も秘密裏に進められるでしょう。全権を委任されている交渉団も「日本としての妥協点、譲れない点」をしっかり固めないと返事は出来ません。意見の幅がある部分を集約する形に体制として出来るかが大きな焦点です。時間も参りました専務から総括を兼ねて挨拶をお願いします。

感動の輪を広げる

大坂 貴重なお話をありがとうございます。良いお話を聞くことが出来ました。皆さんの失敗や成功の経験に基づ

くお話が説得力もあり実に印象的でした。カミシモを着ない話が大切です。会報作成に当たり、皆さんが現場で活躍している臨場感を伝える紙面作りをしてまいりたいと思います。変化を恐れず、農協や連合会が手前味噌で取り組めないような仕事も研究所であれば、よりのをしぼって出来ると思います。

「感動した」「うれしかった」の輪を大きく広げていきたいと思っています。これから手厳しく、率直な意見を聞かせてください。本日はありがとうございます。



掲示板

研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成24年1月～3月)

○「憲法を学ぶ会」

主 催 生活協同組合OB九条の会

とき 平成24年1月20日

テーマ TPPで私たちの暮らしはどうなる?

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「農業担い手研修会」

主 催 幕別町

とき 平成24年1月25日

テーマ TPPと十勝農業

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「札幌市民カレッジ冬期講座」

主 催 札幌市教育委員会

とき 平成24年2月2日

テーマ 北海道米・強さの秘密

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「第98回村づくり・人づくり報徳研修会」

主 催 北海道報徳社

とき 平成24年2月3日

テーマ 二宮尊徳の実像と業績の現代的解釈

講演 黒澤 不二男 (当研究所・特別参与)

○「リサイクル飼料試験結果検討会」

主 催 協同運輸株式会社 北海道中小企業支援センター

とき 平成24年2月3日

テーマ ブランドポーク生産の課題

話題提供 黒澤 不二男 (当研究所・特別参与)

○「平成23年度留萌管内地域づくりセミナー」

主 催 留萌開発建設部

とき 平成24年2月8日

テーマ 地域特産物を活かしたまちづくり

話題提供 黒澤 不二男 (当研究所・特別参与)

○「留萌中・北地域におけるICTを活かした地域づくりシンポジウム」

主 催 NPO法人グリーンテ

クノバンク

とき 平成24年2月9日

テーマ 過疎地域における担い手像

講演 黒澤 不二男 (当研究所・特別参与)

○「札幌市民カレッジ冬期講座」

主 催 札幌市教育委員会

とき 平成24年2月9日

テーマ 北海道米・強さの秘密

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「農協非常勤理事研修会」

主 催 青森県農業協同組合中央会

とき 平成24年2月15日

テーマ 二宮尊徳の思想に学ぶ

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「平岸九条の会学習会」

主 催 札幌市平岸九条の会

とき 平成24年2月19日

テーマ TPPで私たちの暮らしはどうなる?

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「初山別村「くらしを支えるネットワーク」研究会」

主 催 初山別村

とき 平成24年3月5日

テーマ くらしを支える多様なシステムづくり

コメンテーター 黒澤 不二男

(当研究所・特別参与)

○「厚沢部町「農に生きる6」講演会」

主 催 厚沢部町

とき 平成24年3月15日

テーマ 厚沢部町農業の現状と課題

講演 正木 卓 (当研究所・専任研究員)

○「平成23年度農事講習会」

主 催 忠類農業協同組合

とき 平成24年3月18日

テーマ TPP推進下における日本経済と北海道農業

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

○「平成23年度士別市農業講演会」

主 催 士別市・上川北農業共済組合

とき 平成24年3月21日

テーマ 地域農業振興における視点と留意点

講演 黒河 功 (当研究所・副理事長・所長)

○「日本の食と農業を考える会」

主 催 生活協同組合OB九条の会

とき 平成24年3月24日

テーマ TPPでどうなる日

講演 太田原 高昭 (当研究所・顧問)

■お知らせ

「社団法人 北海道地域農業研究所」は、平成24年4月1日から「一般社団法人 北海道地域農業研究所」に名称変更いたしましたのでお知らせいたします。

人 事 異 動

<退職・転出>

研究部長 和田 好充（3月31日付）
特別研究員 若尾 和夫（3月31日付）※JA 共済連へ
専任研究員 須田 泰行（3月31日付）

<新任>

特別研究員 鷹田 秀一（3月1日付）
研究参与 入江 千晴（4月1日付）
特別研究員 田代 重彦（4月1日付）
特別研究員 中村 正士（4月1日付）

<昇格>

研究部長 遠藤 卓也（4月1日付）※前 研究部次長

第22回（平成24年度）通常総会の開催

開催日時 平成24年5月25日（金） 午後1時より
開催場所 北農ビル19階 第2～4会議室
札幌市中央区北4条西1丁目
提出議題 議案第1号平成23年度事業報告並びに収支決算について
議案第2号平成24年度役員報酬額の決定について
議案第3号平成24年度会費の賦課及び徴収方法（案）について
議案第4号役員の選任について

通常総会 特別講演会の開催

開催日時 平成24年5月25日（金） 午後3時より（通常総会終了後）
開催場所 北農ビル19階 第2～4会議室
札幌市中央区北4条西1丁目
講演テーマ 「韓米 FTA と韓国農業の将来」
講師 韓国江原大学 農業資源経済学科
教授 李 ^イ ^{ピョン} 炳 ^オ 旼



DATA FILE

北海道農政事務所
〒060-0004
札幌市中央区北4条西17丁目19-6
☎ 011 (642) 5413
FAX 011 (612) 9044

有限会社フードアトラス
〒060-0001
札幌市中央区北1条西3丁目
荒巻時計台ビル
☎・FAX 011 (280) 7557

北海道 水産林務部
〒060-4111
札幌市中央区北3条西6丁目
☎ 011 (231) 4111 (代)

財団法人 北海道農業協同組合学校
〒069-0834
江別市文京台東町43-1
☎ 011 (386) 4331
FAX 011 (387) 1715

北海道岩見沢農業高等学校
〒068-0818
岩見沢市並木町1-5
☎ 0126 (22) 0130

関連事項／DATA

新篠津村（農地・水・環境保全向上活動）
環境保全連絡協議会
〒068-1193
石狩郡新篠津村第47線北13番地(JA しんしのつ内)
☎ 0126 (57) 2311
FAX 0126 (57) 2047

クリーン農業センター
〒068-1193
石狩郡新篠津村第47線北12番地
☎・FAX 0126 (58) 3574

新篠津村役場
〒068-1193
石狩郡新篠津村第47線北13番地
☎ 0126 (57) 2111
FAX 0126 (57) 2226

北野農場
〒068-1124
石狩郡新篠津村第44線北55番地
☎ 0126 (57) 2452
FAX 0126 (57) 2460

一般社団法人 北海道地域農業研究所
〒062-0041
札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
☎ 011 (859) 6010・FAX 011 (852) 6663
HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

◆ 編集後記 ◆

●新しい年度がスタートした。世界の食料事情がどんどん変わり、飽食の時代は既に終わっている。「TTP」問題は正念場にかけている。

●「東日本大震災」から一年が経過した。未曾有の大災害だった。復興は、特に水産関係は遅延として進んではない。希望の见えない時間は耐え難く長い。この時間の中に被災者を置き去りにしてはならない。これからも暖かい応援を続けていこう。

●前号で「東日本大震災に係わる北海道の対応」について講演記事を掲載した。北海道の取り組みが理解された。今号では特に被害の大きかった水産業の復興支援などについての北海道の取り組みを掲載した。日本人の心の温かさを感じる。

●三月一五日FTA（米韓自由貿易協定）が発効された。経済メリットはないといわれている。さらに農業は壊滅的と予想されている。

韓国国内での大規模な反対運動、四月の総選挙の争点にもなっているようだ。対岸の火事ではない。この動向や影響が日本の将来を決める。

●JAカレッジを紹介した。寮生活を含め一年間で生徒は大きく成長する。関係者の献身的な取り組みと苦勞が伝わる。がんばれフレッシュJAMマン！

●農業高校の取り組みも紹介した。教育の中に日本の食料や、六次化、高い次元の品質管理、消費者目線での販売などが数多く加味されている。農業後継者や理解者が増えることを期待する。夢多き青年の群像だ。

●当研究所の新しい自主研究課題として「日本の食料はどうなるのか」を取り上げる。本道農業に関して、①TTPの影響、②人・農地問題について深く掘り下げ、農業の持続的発展のために政策提言の糧となるような研究を行いたい。

(小林 久人)

Meat Packer Incorporation

安全・安心な食肉を
真心こめて
全道6工場から
全国の皆様へ
お届けします。



北海道畜産公社

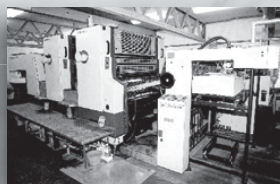
代表取締役社長 山内 啓二

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル3階
TEL (011) 242-4129 FAX (011) 242-2929



FUJI PRINT Co., Ltd.

当社はお客様の夢を実現するために、
創造力と技術力を常に前進させ続けています。
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。
少しでも夢が現実のものになっていくように
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

附帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当
社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ
手配 等



富士プリント株式会社

〒064-0916
札幌市中央区南16条西9丁目
TEL. 011-531-4711
FAX. 011-530-2549
URL <http://www.fujiprint.co.jp/>

おいしい北海道、読んでみませんか？

ホクレン情報誌

GREEN



定期購読
無料

A5版サイズ
年6回(奇数月1日)発行

季節の料理メニュー、北海道産品のおいしさの秘密、産地情報や旬の素材をお届けする通販コーナーなど、おいしい情報盛りだくさんの「GREEN」を、ご応募いただいた方全員に無料でお送りいたします。

お申し込み方法

●ハガキの場合

「GREEN希望」と明記し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入の上、次の宛先へお申し込みください。

〒060-8651

札幌市中央区北4条西1丁目3

ホクレン広報宣伝課

「GREEN」J係

●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>

までどうぞ。

お客様の個人情報に関しましては、厳正なる管理の上、本誌の発送のみに使用させていただきます。

安べも、そのままに。

とれたてのおいしさ、そのまま。

育った土のぬくもりも、そのまま。

作った人の気持ちも、そのまま。

私たちホクレンは、おいしさといっしょに

安心への努力も、できる限りそのまま

お届けしたいと願っています。

おいしいも、あんしんも、この大地から。

 **ホクレン**